

平成24年第3回今帰仁村議会定例会会議録

招 集 年 月 日	平成24年9月18日			
招 集 場 所	今帰仁村議会議場			
開 延 会 日 時 及 び 宣 告	開 議	9月19日 午前10時00分		
	延 会	9月19日 午後3時05分		
出席（応招）議員	議席番号	氏 名	議席番号	氏 名
	1	與 儀 常 次	8	與那嶺 好 和
	2	石 川 清 友	9	山 城 太
	3	内 間 利 三	10	玉 城 克 義
	4	久 田 浩 也	11	東恩納 寛 政
	5	與那嶺 篤 哉		
	6	座間味 薫		
	7	山 内 聰		
欠席（不応招）議員				
会 議 録 署 名 議 員	5	與那嶺 篤 哉	6	座間味 薫
職 務 の た め 議 場 に 出 席 し た も の	事 務 局 長	上 間 悟	書 記	仲 原 弥 生
	局 長 補 佐	小那覇 安 啓		
地方自治法第121条に より説明のため議場に 出席した者の職氏名	村 長	與那嶺 幸 人	住 民 課 長	山 城 徳 男
	副 村 長	大 嶺 英 恭	福 祉 保 健 課 長	島 袋 輝 也
	総 務 課 長	島 袋 隆 則		
	教 育 長	謝 花 弘		
	学 校 教 育 課 長	与那嶺 敏 秋		
	社 会 教 育 課 長	上 間 恒 章		
	建 設 課 長	金 城 正 明		
	経 済 課 長	小那覇 安 隆		

## 平成24年第3回今帰仁村議会定例会

議事日程第2号

平成24年9月19日（水曜日）

1. 開議 午前10時

2. 付議事件及び順序

日程 番号	議案番号	事 件 名	摘 要
1		一般質問	

○ 議長 久田浩也君 これから本日の会議を開きます。 (開議時刻 午前10時00分)

日程第1. 「一般質問」を行います。

順次発言を許します。8番 與那嶺好和議員の発言を許します。8番 與那嶺好和議員。

○ 8番 與那嶺好和君 皆さん、おはようございます。第3回9月定例議会に当たり、さきに通告した一般質問を行います。

まず1点目に、今帰仁村の指名入札について。ランクの件、AからB、BからC、CからD通りの指名をしているか、お伺いします。

2点目に、大井川上流の浚渫についてお伺いします。マチャクと呉我山の河川の浚渫の考えはないか、お伺いしたいと思います。以上です。

○ 議長 久田浩也君 村長。

○ 村長 與那嶺幸人君 與那嶺好和議員の御質問にお答えいたします。

①業者の指名については、工事担当課からの入札参加推薦書を、今帰仁村建設工事等競争入札参加者資格審査委員会（以下「審査委員会」という。）に諮り、指名業者の決定を行っています。

工事担当課は業者を推薦する際に、建設工事入札参加資格者及び業者選定に関する規程（以下「規程」という。）第4条第2項により土木一式工事及び建築一式工事において4,000万円以上1億5,000万円未満はA級。2,000万円以上4,000万円未満はB級。1,000万円以上2,000万円未満はC級。1,000万円未満はD級として発注の基準となる等級を決定します。

電気工事・管工事・その他においては、1,000万円以上はA級、500万円以上1,000万円未満はB級、500万円未満はC級と発注の基準としています。

質問の内容のA-B、B-C、C-Dとランク組み合わせを前提とした指名ではなく、工事金額を基準に業者の推薦を行い、審査委員会において規程の第4条第3項及び第4項、今帰仁村契約規則第38条に諮り、業者の選定を行っています。

②大井川上流の浚渫についての御質問にお答えいたします。

大井川は、本部町から今帰仁村までを流域に持つ河川で、本村の中心地である仲宗根区を下流とする2級河川であります。

大井川上流のマチャクと呉我山付近は、河川内に堆積土と雑草が繁茂しており、河川断面を阻害している状況にあります。

村としましては、平成23年9月20日付で、沖縄県北部土木事務所に大井川上流の浚渫について要請を行っております。

また、平成23年10月19日の沖縄県土木建築部と北部市町村との行政懇談会で、大井川の今帰仁村呉我山区域における浚渫工事については、現地調査の結果を踏まえ工事实施について検討していきたいとの回答を得ております。

沖縄県北部土木事務所に問い合わせたところ、平成25年度に当該区間の調査測量設計を行えるよう予算確保を行い、当該区間の工事については、調査測量設計の結果により、平成26年度に県全体の整備優先順を考慮しながら、工事の実施を行っていく予定となっております。

今後とも、沖縄県北部土木事務所と確認をとりながら、大井川上流の浚渫工事の調整を図っていきたいと考えております。

○ 議長 久田浩也君 8番。

○ 8番 與那嶺好和君 まず今帰仁村の指名ランクつけの件ですけれども、なぜこれを聞くかといいますと、1社とれば、ひとつとれば、平等に考えて、この1社を抜かして、ほかのまた会社がありますよね。Aランクの。Aランクが今帰仁村は8社あるんですよ。そしてBが4社、Cが4社、Dが4社。そのランクづけからいえば、ひとつとれば平等に行き渡るように、この会社はもう抜かす。そして次も抜かす。完成もしない前から、一つの会社が見積もりをとるのであったら、恐らく入札は同じ日にやって、これできる仕事ではないと思いますよ。今帰仁村の建設業者の人口からしたらですね。それをずらして1社とれば、もう1社、あと残り7社ありますよね。7社でまた競争入札させる。という具合な方法はないかですね、お伺いしたいと思います。

そして電気でもそう、そして土木、建築、電気、管もそうですね。たくさんあるんですけれども、ふさがっている場合が多いんですよ。単価はこれにのっていないんですけれども、1億円近くとか7,000万円とか、8,000万円とかの。こういうのですね。これ1社で見積もった場合は、恐らくできるわけないと思います。地元業者ではなくて、ほかのところから応援しないとできないと思います。それを何とか、一つをとれば、一つはあと7社でまたやると。土木の場合なんか、建築でも同じ、建築はAが4社。Bが4社。Cが4社。このランクからいけば、そうした場合は今帰仁村の建設業が全部いきわたって仕事ができるわけです。今の場合は偏りすぎるのではないかという、あれがあるわけです。だれが見てもわかるとおり。それ今後、直すつもりがあるのかなのか、お伺いしたいと思います。改善ですね。するかしないかですね。

②大井川の上流の件、村長は平成23年9月20日、これは私が一般質問を出してあとの要請をしているわけです。1年前。しかし1年前でもマツチャクのコーナーから見てくださいよ。あれもういっぱいですよ。この前の台風16号のとき、呉我山やがて浸水して大変だったと言っているんですよ。そうであれば本部と今帰仁村で要請するのが当たり前じゃないかと思いますが、本部も工事して赤土を流すんですから今帰仁村に。今帰仁村だけやって。そうしないと仲宗根の下流のかりゆし橋、これまだ使っていますよ。区長には写真出しなさいと言っていますので。上からとらないと下だけとって何もならないわけですよ。マツチャクなんかはほとんどすれすれですね。コーナーは。木が生い茂って、そして残土もたまって。それを見た場合は、早急にやるべき仕事ではないかと思います。氾濫してからは遅いですよ、村長。そう思いませんか。氾濫してから被害状況を見る。そうじゃなくて事前に予防するために、要請して1日でも早くいいですから、浚渫してくださいと。県に要望するのが、2級河川だったら、要望するのが常識ではないかと思います。これには平成23年といいますと、平成23年度よりも去年も今年もゲリラ豪雨でいつ氾濫するかわからないぐらいの雨が降っているわけです。そういう点からも浚渫というのは、本当にやるべきことではないかと思いますが、村長はそれに対して答弁を求めます。

○ 議長 久田浩也君 副村長。

○ 副村長 大嶺英恭君 公共工事について、1社がとったら、最初にとった業者は外して、入札すると

いう考えも、以前から與那嶺議員のほうから提案はありました。だけど、公共工事について、基本的に競争の原理というのがありますので、これが基本的な考え方です。今のところ、はずしてはおりません。同じように指名をして、そして非常に少ないのであれば何ですが、最近、この二、三年公共工事結構ふえてきております。例えば去年の一般財源の決算ベースで大体公共工事が11億円でありました。今年度は当初予算ベースで約11億円、追加、追加、一括交付金等が結構大きい工事も入ってきて、追加工事も入っていますので、それについては今、全部指名をして従来どおりのやり方でやっていくと。去年の実績ベースなんですけど、きのこ工場のあれも入っての数字であります。今回結構ありますので、今までどおりの調整をして競争原理を働かせて指名していきたいというのがこちら側の考え方でありまして。以上です。

○ 議長 久田浩也君 村長。

○ 村長 與那嶺幸人君 大井川上流の浚渫の件でございますが、先ほども答弁したように、県には要請をしております。その中で、県としても調査をして、その結果を踏まえて改修をしていきたいということでありまして、この大井川については、先ほども御指摘がありましたように、最近今、非常に集中豪雨というか、そういうのがありまして、従来の考え方だけでは対応できないと思っておりますので、再度上流だけではなくて、下流のほうも含めて県には要請していきたいと、このように考えております。

○ 議長 久田浩也君 休憩します。 (休憩時刻 午前10時15分)

○ 議長 久田浩也君 再開します。 (再開時刻 午前10時18分)

8番。

○ 8番 與那嶺好和君 副村長、もう一度聞きます。

やはり全部に行き届くように、競争入札でも1社がとれば、もう1社、この1社は抜かして、入札日はずらしてもいいですから、全体に行き渡るような工事の会社の工事の行き届く考えはないか、お伺いします。

そして村長、この浚渫の問題は、対岸の考えではだめだと思えます。呉我山であふれた場合は、大きな木が流れてきて、そのかりゆし橋の真ん中で、前は大井川橋でやりましたよね。あのときも冠水しましたよね。ああいう具合に、今度は内地のほうでもありましたよね。木がひっかかって橋げたに、氾濫しましたよね。本部の満名川だ。本部は1メートルぐらい冠水したでしょう。そうなった場合は、村長の責任は大変ですよ。店の商品なんか見てくださいよ。ただ事ではないですよ。

だから上から掃除していけば、下は自然に少なくなります。その分下のほうは助かるわけです。上から掃除していけば、マッチャクなんか見てくださいよ。本当に上まで来ていますよ。雑草なんかは。あれは早急にやらないとできないことですよ。大井川の泥が堆積した土が仲宗根に流れてきますからね。この前も、去年か一昨年か浚渫したところ、もういっぱいです。大井川橋のところまで来ていますよ、残土が。だからこれはただ事ではないですよ。金があれば、今帰仁村でやってほしいというぐらいの。管理が県のだから県がやらないといけないということで、それについてもう一度、答弁を求めます。

○ 議長 久田浩也君 副村長。

○ 副村長 大嶺英恭君 先ほど申し上げましたとおり、そういう考えもあるかと思えます。

最近、公共工事が大分多くなっているものですから、8月の下旬ぐらいから、毎週1件少ないときで1

件、多いときで2件というぐらい、公共工事発注ずっとやっているような状態でありまして、だから当分の間は、今の競争原理で働かせていこうかなと考えております。以上です。

○ 議長 久田浩也君 村長。

○ 村長 與那嶺幸人君 ただいまの御質問にお答えいたします。

大井川上流のマッチャクと呉我山の河川の浚渫でございますが、先ほども申し上げましたように、平成23年9月20日付で、沖縄県北部土木事務所に要請を行っております。そして平成23年10月19日の沖縄県土木部との北部市町村との意見交換会でも、このことについては文書で要請をして、先ほど申し上げましたように調査をして、今後浚渫していきたいという回答をもらっております。ただ議員がおっしゃるように、これは各地域にありますので、村としてもこれを再度要請をして、できる状況になるまで、しっかりと要請をしていきたいと、このように考えています。

○ 議長 久田浩也君 ただいまの8番 與那嶺好和議員の質問は既に3回に達しましたが、会議規則第55条ただし書きの規定により、特に発言を認めます。8番。

○ 8番 與那嶺好和君 副村長が仕事がたくさんあると言っていますけれども、まだとっていないところもあるんですよ。今帰仁村で20社あるんですよ。AからDまで。そうでしょう。二重でやっていますからと言ったのにまだ、Aクラスもとっていないもの、Bクラスもとっていないのがある、Cクラスもいる。Dクラスもいる。とっていないのがたくさんあるから、一般質問をしているわけです。平等に仕事が届くように、意味わかりますか。わからないか。意味わからないと思いますよ。私が言いたいのは。

もう4回目だから、それとも時間終わってから話しますか。時間過ぎてから話をしてもいいですよ。大変なことになると思いますよ、私は言っておきますけど。

村長、もしこのしゅんせつを早急にはこれやってくださいね。1日でも早くできるように、住民が安心して眠れる、村長、言ったんじゃないですか。選挙期間中に。「やすらぎの豊かな今帰仁村をつくる」ということ。やすらぎどころか、今心配で眠られない人がいたんですよ。今度呉我山でも。「與那嶺さん、ぜひともやってくれ」ということで、きのうも励まされたんですよ。そういうことゲリラ豪雨というのは、八重岳からこれが大井川に流れるものだから、水の量というのは大変なものですよ。

そういうことがありますから村長、1日でも早く、何でこれ災害と同じじゃないですか、危ないということは。3カ年前にやった浚渫がもう仲宗根の大井川のところまで来ているわけです、堆積が土が。3年で。そういうことでありますから、村長は選挙運動だけしないで、ちょっとは部落を回って、こういうのを見てくださいよ。これ1日でも早くやらないとですね。もう一度、答弁を求めて終わりたいと思います。

○ 議長 久田浩也君 副村長。

○ 副村長 大嶺英恭君 お答えいたします。

確かに公共工事というのは、大体土木であればBからAがほとんどです。たまたまCが出たりする場合があります。だから公共ですから、小さいのはなかなか出にくいというのがあって、例えばCが出ると、CとD組んでいろいろとやるんですが、だから今公共工事やっていない業者というのは、下の下位のランクの人たちがいます。

公共ですから分けて、みんなに分けて公共をさせるわけにはいけませんので、基本が公共というのは、

指名競争入札という原則がありますので、それをあまりくずしてはいかんかと思っております。先ほど申し上げたとおり、今帰仁村については、結構事業そのものは、ほかの市町村と比べると多いと私は思っております。以上です。

○ 議長 久田浩也君 村長。

○ 村長 與那嶺幸人君 大井川上流のマच्छャクと呉我山の河川の浚渫でございますが、先ほども申し上げましたように、これまでも県に要請をしてまいりました。今後とも早い時期に北部土木事務所に再度要請をして、早目を実現できるように頑張っていきたいと、このように考えております。

○ 議長 久田浩也君 休憩します。 (休憩時刻 午前10時30分)

○ 議長 久田浩也君 再開します。 (再開時刻 午前10時30分)

副村長。

○ 副村長 大嶺英恭君 すみません。答弁漏れでございます。

今後については、いろんな公共工事については、透明性と公共性とか、それと競争の原理とかいろいろありますので、先ほど競争ということばかり申し上げたのですが、透明性とかいろんな公共の立場がありますので、それを参考にしながらこれが基本でありますので、それに沿って指名競争入札をやっていきたいと。そういうふうを考えております。以上です。

○ 議長 久田浩也君 次に、與那嶺篤哉議員の発言を許します。5番 與那嶺篤哉議員。

○ 5番 與那嶺篤哉君 おはようございます。

一般質問に先立ちまして、去った15日、16日に襲来した大型で非常に強い台風16号で、県内過去最高の潮位による家屋の浸水、家屋の被害、ハウスや倉庫、農産物等に県内各地にかつてない甚大な被害がもたらされました。被害に遭われた皆様にお見舞い申し上げます。1日も早い復旧を望みます。

さて平成24年第3回9月定例議会に当たり、さきに通告してありました一般質問を行います。

1. ワルミ大橋の安全対策についてであります。

①ワルミ大橋の安全対策として、街灯の設置について。

②落下防止柵の設置について、お伺いします。

2. 新仲宗根線の街灯及び信号機の設置について。

①今帰仁中学校より交差点付近の街灯及び信号機の設置について、お伺いいたします。

3. 吉事水源池の管理について。

①吉事水源池のオーバーフローの対策について。

②吉事水源池の歩道の管理について。

③農業用水のためのポンプの管理について、お伺いします。以上です。

○ 議長 久田浩也君 村長。

○ 村長 與那嶺幸人君 與那嶺篤哉議員の御質問にお答えいたします。

1 点目の、ワルミ大橋の安全対策について。ワルミ大橋の街灯設置については、ワルミ大橋周辺が鳥獣保護区であることから、環境影響評価により野生生物への配慮のため、道路照明の設置は行わないことで設計がされ、道路照明は設置されておられません。

ワルミ大橋は、鳥獣保護区内の環境に配慮した橋梁として設計をされております。歩行者への安全対策を図るため、道路用照明の設置は厳しい状況ですが、歩行者が安全に通行でき、環境に配慮した照明が可能か、ワルミ大橋の道路管理をしている沖縄県北部土木事務所と確認をとりながら調整を図っていきたいと考えております。

②の御質問について、お答えいたします。

ワルミ大橋の車道側防護柵は、供用開始時は地覆天端から85センチの高さの防護柵で設置されていましたが、安全性を高めるため平成23年度に25センチの嵩上げを行い、高さが1.1メートルになるよう防護柵の改良を行っております。

落下物防止柵の設置箇所については、鉄道、道路と交差点及び近接、または人家に近接する本線橋及び歩道橋で、必要がある橋梁については、落下物防止柵を設置すると規定されておりますが、ワルミ大橋はこれに該当しないものであります。

しかし、海峡に架かる架橋として、海面からの高さがあり、さらに安全対策を高める防護柵の設置ができるのか。ワルミ大橋の道路管理をしている沖縄県北部土木事務所に要請を含め、調整を図っていく必要があると考えております。

次に、2. 新仲宗根線の街灯及び信号機の設置についての御質問にお答えいたします。

現在進められている県道名護運天港線の今帰仁中学校よりの交差点への街灯の設置については、平成23年5月27日に沖縄県北部土木事務所に設置要請を行っております。

沖縄県北部土木事務所において、今年度の事業で街灯の設置工事は、発注済みとなっております。

交差点の街灯設置は、4基で今年度中には設置を完了することになっております。

次に、①今帰仁中学校より交差点信号機の設置について、当信号機につきましては、平成23年12月に仲宗根区から要請がありましたので、平成24年1月に本部署へ村より要請を行っております。本部署では、要請を踏まえ、県警察本部へ上申している状況でございます。

信号機の設置につきましては、沖縄県全体で年間、数基の設置しかできず、非常に厳しい状況であります。通学路で交通量も増加している状況でありますので、今後も引き続き要請行動を行ってまいりたいと考えております。

次に、3. 吉事水源池の管理についての御質問にお答えいたします。

現在、吉事水源池の止水壁の一部より、湧水がオーバーフローして、水源池前面の歩道及び車道に流出している状況であります。

対策として、平成23年度に調査設計を行い、止水壁の改修を決定しており、平成24年7月に発注契約済の工事にて、平成24年11月ごろに完了する予定となっております。

②の御質問について、お答えいたします。

村道渡喜仁天底線の吉事水源池前の歩道は、雑草が繁茂し、歩道が通行できない状況があります。

一括交付金の道路施設等美化強化事業で清掃作業員を雇用して、村全体の道路除草作業を行っております。吉事水源池前の歩道についても、早急に除草作業を実施してまいりたいと考えております。

次に、③農業用水のためのポンプの管理について、吉事水源池は、飲料水として取水している施設であ



ります。

現在、水源池には7台のポンプが置かれ、畑へのかんがい用水として利用されている状況があります。過去にも水源池から農業用水として取水することで、飲料水への影響が指摘された経緯があります。

村では、下流側に余剰水を利用して灌水、除草、防除等に利用できる農業用施設を設置しております。

今後も移設への交渉を行いながら、国営羽地大川関連のかんがい事業の導入を検討し、水利用を図りたいと考えております。

○ 議長 久田浩也君 5番。

○ 5番 與那嶺篤哉君 ワルミ大橋の街灯の設置についてでありますけれども、夜に一人歩いてみると、真っ暗で本当に怖いような状況であります。もう周りは何も見えない状況で、橋を向こうまで渡れるのかなと思うぐらいの真っ暗な状況の中ですけれども、その状況の中で安全対策は保たれているのでしょうか。村当局はどう思いますか。

○ 議長 久田浩也君 村長。

○ 村長 與那嶺幸人君 ただいまの御質問にお答えしたいと思います。

ワルミ大橋の街灯が設置されていないということについてでございますが、この街灯については、先ほど申し上げましたように、鳥獣保護区であることから、環境に配慮して街灯は設置できないということがあります。ただ、歩道については、先ほど申し上げましたように、照明が必要だと考えておりますので、そのあたりは北部土木事務所に要請をしていきたいと、このように考えております。

○ 議長 久田浩也君 5番。

○ 5番 與那嶺篤哉君 今、鳥獣保護区内の環境に配慮した橋ということでもありますけれども、鳥獣保護区に街灯つけたらどういう影響が出てくるのかですね。

これは村民だれもがわからないというところなのかなと思ってはいますが、どういう影響が出てくるということが考えられますか。

○ 議長 久田浩也君 建設課長。

○ 建設課長 金城正明君 ただいまの質問について、お答えいたします。

ワルミ大橋の街灯をつけたときの影響ということなんですが、ワルミ大橋を設計するときに、環境影響評価というものの中で、やはり野生生物、鳥類とか、そういう野生生物について、やはり保護区になっていきますので、そういったものもやはり配慮をして設計を行うという基本的な考えがあって、この橋梁を設計を進めてきているところがありますので、鳥獣保護区の範囲という中での橋梁設置になっておりますので、そういった意味で野鳥とか、そういう野生生物を保護するという目的になっておりますので、実際、直接どういう影響があるのかということなんですが、今そういう野生生物を保護するという目的ということで答弁をしたいと思います。以上です。

○ 議長 久田浩也君 5番。

○ 5番 與那嶺篤哉君 環境に配慮したということでもありますけれども、人間の安全性とその保護区の要するに鳥の保護区域であるからということであるわけですが、どれを優先するのかですね。要は、街灯つけたにしても、いろんな街灯のつけ方があると思います。要するにこの橋、いろんなところに橋が

あるわけですがけれども、沖縄県全体、橋を通ってみて、この街灯がない橋はワルミ大橋と古宇利大橋は歩道に薄暗い足元を照らすような薄暗い歩道に明かりがあるわけですがけれども、どこを通ってみても、街灯がないのはこの2つだけではないかと思うくらいのところであります。そこら辺に対して、ワルミ大橋、古宇利大橋なんですけれども、どちらを優先して、人は安全対策なのか。どういうふうにか考えるか、答弁を求めます。

○ 議長 久田浩也君 村長。

○ 村長 與那嶺幸人君 ただいまの御質問にお答えをしたいと思います。

これは歩行者の安全というのも非常に大事だと考えております。ただこれは県の北部土木事務所の管理ということで、御理解をしていただきたいと思っておりますけれども、ただ当初の設計の中で、先ほども申し上げましたように鳥獣保護区ということで、いろいろ配慮されたということはあります。ただ今現在、ワルミ大橋も開通して、古宇利も当然、平成17年度開通して、今供用されておりますが、この中で今、與那嶺議員からもありますように、非常に暗いということは、私は認識をしております。そういう意味では、先ほど道路の照明、厳しい状況にあると申し上げましたけれども、再度この件につきましては、土木事務所と現場を確認しながら、やはり歩行者の安全を含めて、再度検討してほしいという要請はしていきたいと考えております。

○ 議長 久田浩也君 5番。

○ 5番 與那嶺篤哉君 街灯の件ですがけれども、いろんな方法が出てくると思っています。この方法を模索しながら、早急に取り付けができるよう要請しておきます。

次に、落下防止の設置についてでありますけれども、いろんな条件があると。落下防止柵は取り付けはできないという形でありますけれども、これだけ高い橋の安全性から考えると、どうしても落下防止柵は必要ではないかと考えるわけですがけれども、どのように考えるか、お答えください。

○ 議長 久田浩也君 村長。

○ 村長 與那嶺幸人君 ただいまの御質問にお答えしたいと思います。

今、落下防止柵の件でございますが、議員からも御指摘がありますように、非常に危ない状況はあると思っております。先ほども答弁いたしましたけれども、かさ上げについては、これは村からの要請でかさ上げは実現しました。そういう意味では、今後この落下防止柵の設置についても、要請をして、現場を見れば、おっしゃるような相当高い橋でありますので、状況を説明しながら、地域の声も反映させて、防止柵の設置について、要請をしていくとこのように考えております。

○ 議長 久田浩也君 5番。

○ 5番 與那嶺篤哉君 防止柵をすれば、景観に影響が出るとかということも出てくるかと思っておりますけれども、安全という面からして、絶対に必要なことだと思っております。

それで今帰仁村としても、観光の起爆剤、シンボルとしてワルミ大橋、古宇利架橋、それと連携した観光ルートの確立という形での目玉でもあります。その目玉のワルミ大橋で、今若者などの話を聞いてみると、観光のシンボルではなくて、負の名所として話題に上がってくるということがあります。またその負の連鎖が起きないようにすることも対策として必要ではないかと考える中で、その落下防止柵の設置は、早急

に必要ではないかと考えますけれども、答弁を求めます。

○ 議長 久田浩也君 建設課長。

○ 建設課長 金城正明君 ワルミ大橋の防護柵の件ですが、車道側につきましては、当初は設計の基準どおりに高欄が設置されていたんですが、これも先ほど村長から答弁がありましたように、要請とか行つて、かさ上げを実際実施されております。車道側については。歩道側については、今現状のままではあるんですが、一応は路面の高さから1.1メートルの高さで高欄設置されていますので、一応転落防止柵としての機能は果たしている状況があります。それでもちょっと今、海面からの高さが高いということですので、その高欄について、歩道側についても、かさ上げとかが可能かどうか。北部土木事務所と調整を行いながら、また要請も行っていきたいと考えています。以上です。

○ 議長 久田浩也君 5番。

○ 5番 與那嶺篤哉君 観光のシンボルという形で位置づけている橋でありますので、その負の事故がないような形の、村としても対策を早急に土木事務所なり協議をして、その対策ができるよう、早目の対策が必要だと思っております。

次に、仲宗根線の街灯及び信号機の設置についてでありますけれども、夕方になると子供たち帰宅するわけですが、そこも非常に暗いような状況で、交通量も激しい状況であるわけですが、これは本部署、信号機のほうは本部署で、その設置を要請しているということでもありますけれども、これは早急にできるようなことですか。答弁を求めます。

○ 議長 久田浩也君 総務課長。

○ 総務課長 島袋隆則君 ただいまの質問にお答えいたします。

信号機の設置については、即できるかということですが、やはり設置する保有していくのは県のほうでございますので、その場で、「できる、できない」のすぐ即答は、控えさせていただきたいと思っております。

しかし、1月に要請しておりますので、緊急性、必要性は十分に本部署を通じて再度、要請していきたいと考えております。以上でございます。

○ 議長 久田浩也君 5番。

○ 5番 與那嶺篤哉君 緊急性を要することだと思いますので、早急に設置できるような形で、再度要請をお願いしたいと思います。

3点目の吉事水源池の管理についてでありますけれども、現状が非常に雑な状態。我々住民の飲料水である水源池であるわけですが、非常に雑な感じがします。11月には整備するということになっておりますけれども、去った去年の第4回定例会においても、そういう質問はしたわけですが、本当に行動が遅いのかなという感じがします。今の現状の中で、歩道側もう歩道の役割をなしていないような状況でありますけれども、早急に歩道の整備をする考えは。再度答弁を求めます。

○ 議長 久田浩也君 建設課長。

○ 建設課長 金城正明君 ただいまの御質問について、お答えいたします。

吉事水源池の止水壁の一部から、ひび割れによって道路側にオーバーフローしているというのは、前、

與那嶺議員のほうから指摘があつて質問があつた事項なんです、去年、平成23年度のこの止水壁の対策のために調査測量設計を入れて、この対策を検討しています。今年に入って、その対策に基づいて、設計に基づいて、今回止水壁を設けて、このオーバーフローについて、対策を立てるために工事も発注されていますので、その点は改善できると考えております。以上です。

○ 議長 久田浩也君 5番。

○ 5番 與那嶺篤哉君 工事発注しているわけですがけれども、その間の管理も要するに1年近くそのまま、歩道の管理がなされていない。歩道の機能がなされていないという状況が、今まで続いているわけですがけれども、それは通学路であります。子供たちの安全面からしても、早急に片付け、工事をするにしても、早急に片付けしていただきたいと思います。

それとポンプの管理なんですけれども、動くのが7台なのかかわからないですけれども、自分が見たところ10台近くあります。動いていないポンプもですね。水源池から余剰水のところにそのかんがい、要するにできるような形での農業用施設を設置してあるというわけですがけれども、その利用しているのかですね。7台が稼働しているのか。10台近く私はあると思いますけれども、その調査を行ったのかどうか。

○ 議長 久田浩也君 建設課長。

○ 建設課長 金城正明君 ただいまの御質問について、お答えいたします。

ポンプの設置台数の件ですが、この7台のポンプは確認しています。また実際に使われていないのかどうかかわからないですけれども、まだこの水源池の横のほうにあつたりはしますので、実際に稼働しているかというのは、まだ確認とれていないところです。以上です。

○ 議長 久田浩也君 5番。

○ 5番 與那嶺篤哉君 水源池本体からそういう形での水を引っ張る行為、これはどうかと思いますけれども、その農業用施設を利用して、ポンプの移動、また国営の羽地大川の関連のかんがい事業も進んでいるわけですがけれども、これが進めばそういうポンプは撤去してもいいのかなという考えも出てくるわけですがけれども、ここを通っても見苦しくないような感じの対策をぜひ行ってもらいたいと思います。

最後に答弁を求めます。

○ 議長 久田浩也君 建設課長。

○ 建設課長 金城正明君 ただいまの御質問について、お答えいたします。

水源池からの余剰水を利用して、農業用施設、村のほうで設置して、取水できるような施設もできております。以前ですね、この農業用施設のほうに、これポンプのほうを移設するという話は出ていたみたいですが、非常に交渉が難しくなっていていけない状況がありますので、今後ともそのまた交渉も含めて、行いながら現在進めている羽地大川のかんがいの事業もありますので、特に渡喜仁区については、畑地かんがい事業が完了している状況があります。今後、勢理客区含めて、今畑かんの事業の導入に向けて取り組んでいるのもありますので、この畑かんが整備された時点では、ポンプの撤去というのは、地主側にも話をしていける要素は十分あると考えております。以上です。

○ 議長 久田浩也君 5番。

○ 5番 與那嶺篤哉君 畑かん事業が終わったら整備するという話ですがけれども、そうではないと思

ます。要するに、今の状況を整備して、見苦しくないような状況の水管理、要するに水源池本体からとるのは、要するに人間が飲む水です。安全性の面からもそういう施設があるんだったら、そういう施設から水をとっていただくということのほうがいいと思うんですけれども、それを事業が終わり次第ということではなく、早急に進めていきたいということを要望して質問を終わります。

○ 議長 久田浩也君 暫時休憩します。 (休憩時刻 午前11時00分)

○ 議長 久田浩也君 再開します。 (再開時刻 午前11時10分)

次に、山城 太議員の発言を許します。9番 山城 太議員。

○ 9番 山城 太君 おはようございます。

平成24年第3回定例会において、さきに通告しました件について質問いたします。

①公用車の整備、点検等についてであります。

1. 村公用車の整備、点検等の村内業者への依頼、発注状況はどうなっているか伺います。

次に、②学校通学路一帯へのガードレール設置についてであります。

1. 登下校時の児童、生徒の交通安全の確保の観点から、通学路へのガードレールの設置は必要と考えるが、村はどう考えているか伺います。

次に、③今帰仁村茸生産出荷施設管理運営についてであります。

1. これまで約1年半、同施設の管理運営等について協議してきました。その中、村長、副村長の減給という事態まで起きました。このようなペナルティもあった状況のもと、いまだ何ら進展も解決にも至っていません。ましてや契約は行わないと発言したにもかかわらず、いつのまにか6月10日付で自動という形で契約は更新されています。村長、この施設の管理運営についてどう考えているか、伺います。

○ 議長 久田浩也君 村長。

○ 村長 與那嶺幸人君 山城 太議員の御質問にお答えいたします。

①公用車の整備、点検についての御質問にお答えいたします。

庁車の車検整備対象車両44台で、うち31台が村内整備工場での点検を実施しています。リース満了車両や新規導入車両については、可能な限り村内の整備工場を利用していきたくと考えております。

次に②学校通学路一帯へのガードレール設置について。村としましても、児童生徒の通学路のガードレール設置については、安全安心の面から必要と認識しております。

昨今、他府県で児童生徒の登下校中に乗用車が突っ込み、痛ましい事故も発生しております。国道505号に関しましては、今泊区の地域教育懇談会でガードレール設置の要望があり、平成22年10月28日と平成23年9月9日付、村を通して沖縄県北部土木事務所へ要請いたしました。

平成24年1月に片側ではありますが、今泊区から諸志区までのガードレールの設置ができたところであります。

今年度も8月に教育委員会と建設課、本部警察署との合同点検を実施し、必要箇所のガードレールや横断歩道の設置について、要請していくことになっております。

国道、県道については、沖縄県北部土木事務所と本部警察署へ要請を行ってまいります。

次に、③今帰仁村茸生産出荷施設管理運営についての質問にお答えいたします。

御質問の施設については平成23年6月10日付、(甲)今帰仁村長と(乙)農業生産法人有限会社今帰仁村きこの園との間で締結された「今帰仁村茸(エノキ)生産出荷施設貸付契約」について、これまで調整検討してきました。

まず、数度にわたり、現在当該きこの園で雇用されている従業員に対して、同園の経営について、どのように考えているか、意見聴取を実施いたしました。

従業員としては、職場待遇面の改善が図られてきていることや、これまで培われてきた栽培技術が安定してきており、今後とも安定した職場であるとの意見が多数を占めておりました。経営者を変えることに対しては、強い反対意見がありました。

また、同きこの園の代表者と同契約の合意解約に向けて、数度の会談を実施してきましたが、同代表者には解約の意思がないとのことでありました。

したがいまして、事業の目的である雇用の確保、村益を考慮した観点から、今期におきましては、現状どおり経営を続けさせたいと思っております。

なお、今後とも調査、協議を重ねながら、よりよい解決策を見出していきたいと考えております。

○ 議長 久田浩也君 9番。

○ 9番 山城 太君 まず1点目の、公用車の件なのですが、可能な限りという文言がありますけれども、その説明を求めます。

○ 議長 久田浩也君 総務課長。

○ 総務課長 島袋隆則君 可能ということは、いろいろなものを村内の整備工場が可能と思えますけれども、例えばスクールバス、そしてマイクロバス等の特殊車両ではないんですが、大型車両について整備が可能であれば、その辺については、村内でもやっていきたいと考えております。それが可能という表現でやっているところでございます。以上でございます。

○ 議長 久田浩也君 9番。

○ 9番 山城 太君 ではバスに限っては、村内では発注はしていなかったということですね。

○ 議長 久田浩也君 総務課長。

○ 総務課長 島袋隆則君 スクールバス、マイクロバスについては、購入メーカーで車検整備を行ってきております。以上でございます。

○ 議長 久田浩也君 9番。

○ 9番 山城 太君 そちら辺を考えると、村益に兼ねるように、そういったリース業者、そういったものを調整して、極力、村内のものは村内に金の落ちるシステムを構築するのがまた村益を兼ねるのではないかと思います、どうお考えですか。

○ 議長 久田浩也君 総務課長。

○ 総務課長 島袋隆則君 今の御指摘のとおり、全く同感でございます。

大型バスについては、やはりメーカーさんということでございますけれども、マイクロバスの車検については、昨年度から村内で整備が可能かどうかということで、今検討しておりますので、その辺の整理がつかましたら、村内でマイクロバスについては、車検整備を行っていきたいと考えております。以上でござ

ざいます。

○ 議長 久田浩也君 9番。

○ 9番 山城 太君 44台中31台ということですが、この後日でかまいませんので、資料のほうを提出をお願いしたいと思いますけれども。

次に②学校通学路一帯のガードレールの設置に関してなんですけれども、これ大体自分もそういう考えでありますので、これは極力、早急に対応、措置をお願いしたいと思います。

次の③今帰仁村茸生産出荷施設についてなんですけれども、ただいまの答弁でありました数度にわたり現在、当該きのご園で雇用されている従業員に対して、当園の経営についてどのように考えているか。という意見聴取がありますけれども、村長、副村長の減給、そういったもろもろの内情を、従業員に説明してあるんですか。

○ 議長 久田浩也君 村長。

○ 村長 與那嶺幸人君 ただいまの御質問にお答えいたします。

いろんな茸の運営関係がありまして、減給したことについて、従業員に説明したことがあるかということにつきましては、具体的な説明はしておりません。

○ 議長 久田浩也君 9番。

○ 9番 山城 太君 なぜ説明しないで、こういう調査結果をこういうふうにご場で報告するんですか。

○ 議長 久田浩也君 村長。

○ 村長 與那嶺幸人君 ただいまの御質問にお答えいたします。

この減給についての説明というよりも、現場の職員の考え方をどう考えているかというのを聴取したわけでありまして、その中では、この茸関係での減給とか、そういうことについては話をしておりません。

○ 議長 久田浩也君 9番。

○ 9番 山城 太君 これから説明する気はあるんですか。

○ 議長 久田浩也君 村長。

○ 村長 與那嶺幸人君 これからも、この現場で働いている職員との、従業員との意見交換はしたいと思っております。その中で、わざわざその状況を説明というよりは、その話し合いの中でこういうこともあったということは、説明できるものと考えております。

○ 議長 久田浩也君 9番。

○ 9番 山城 太君 ではこれ従業員に対して、これまで村当局と向こうの経営者とのやりとりをした信頼関係がゼロということは報告する予定はあるんですか。

○ 議長 久田浩也君 村長。

○ 村長 與那嶺幸人君 いろんな状況は、私は従業員も知っていると思っておりますが、丸野さんというか、社長との信頼関係というのは、非常に難しい状況はあります。そういう中で今後、これは解決するには、やはりどうしてもこの丸野社長との信頼関係を築く中で、今後きのご園をどう経営させていくかということ話し合いをしないとイケませんので、ぜひ信頼関係の構築を図る中で、従業員の意見も聴取し

ながらやっていきたいということでもあります。

○ 議長 久田浩也君 9番。

○ 9番 山城 太君 あまり納得がいかないですけども、次に移ります。

同施設に関する条例の中に第4条、利用者はあらかじめ村長の許可を得なければならない。とありますよね。いつどういう状況で、どういった文書で許可を与えて、逆に申請はどういうものであったのか。答弁を求めます。

○ 議長 久田浩也君 経済課長。

○ 経済課長 小那覇安隆君 ただいまの御質問にお答えします。

質問の内容としましては、茸生産出荷の管理運営に関する条例、第4条の貸し付けの許可、第4条、利用者はあらかじめ村長の許可を受けなければならないという許可とはどういったことかという御質問だったと思いますけれども、これに関しては特別に許可証を発行するというのではなくて、甲乙との契約書、それをもって許可としております。以上です。

○ 議長 久田浩也君 9番。

○ 9番 山城 太君 それはどこに書いてありますか。

○ 議長 久田浩也君 経済課長。

○ 経済課長 小那覇安隆君 ただいまの御質問にお答えします。

許可を受けなければならないとありますので、その許可自体を私どもとしましては、契約を甲乙の中で契約を交わしたということが許可ととらえております。以上です。

○ 議長 久田浩也君 9番。

○ 9番 山城 太君 同じことの質問で、村長の答弁を求めます。

○ 議長 久田浩也君 村長。

○ 村長 與那嶺幸人君 ただいま、経済課長が答弁したとおりであります。

○ 議長 久田浩也君 9番。

○ 9番 山城 太君 4条の2に生産出荷施設の貸付期間は原則1年以内とし、契約の更新は妨げないとありますよね。毎年、毎年、新しい契約はされているんですか。

○ 議長 久田浩也君 経済課長。

○ 経済課長 小那覇安隆君 ただいまの御質問にお答えします。

貸付許可、第4条の第2項のほうにおきまして、貸付期間は原則1年以内とし、契約の更新は妨げないとありますので、毎年毎年の更新というよりは、契約書の中で自動更新ということでやっております。以上です。

○ 議長 久田浩也君 9番。

○ 9番 山城 太君 この4条の2では1年以内としていますよね。1年ごとに許可を得るのが、私は当たり前のように気がするんですけども、村長はどう思いますか。

○ 議長 久田浩也君 村長。

○ 村長 與那嶺幸人君 ただいまの御質問にお答えいたします。



先ほども経済課長からありましたように、継続という中で自動更新となっておりますので、そういうことはやはり必要ないのではないかと考えております。

○ 議長 久田浩也君 9番。

○ 9番 山城 太君 何のための条例ですか。

○ 議長 久田浩也君 経済課長。

○ 経済課長 小那覇安隆君 ただいまの御質問にお答えします。

条例そのものの解釈についての質問であったと思いますけれども、条例そのものの設置意義という質問であったと思いますけれども、これ地方自治法の244条の2項に基づく施設の管理運営を条例で定めたということでございまして、適正に公共施設の管理運営を法に基づいて条例を設置したというのが、本条例の設置目的でございます。以上です。

○ 議長 久田浩也君 暫時休憩します。 (休憩時刻 午前11時30分)

○ 議長 久田浩也君 再開します。 (再開時刻 午前11時30分)

9番。

○ 9番 山城 太君 当該運営している会社は、条例どおり、村の行政の指導のもとにちゃんと対応されていますか。

○ 議長 久田浩也君 経済課長。

○ 経済課長 小那覇安隆君 ただいまの御質問にお答えします。

条例どおりやっているかということでございますけれども、その設置条例の中にも第6条にあります貸付許可の取り消しという条項がございます。その中にも、条例の目的に反したときとか、使用の目的内容を変更したとき等々ございますけれども、それについてはいろいろ司法、弁護士等々とも相談のところ、じゃあその条例にいかほどの違反があるかについては、なかなか現在、条例違反だと即、その第6条の条例違反だということは難しいような状況で、目的外使用とか、その契約書の中にある、どのような不履行があるか。そういう面については、なかなか真正面から回答できるようなものではないということで、そういうことがございまして、今のところ条例に反するようなことはないということでございます。以上です。

○ 議長 久田浩也君 9番。

○ 9番 山城 太君 ちょっと視点変えますけれども。

契約書が変わっていますよね。平成23年6月10日に。なぜこういった変更になったのか、説明を求めます。

○ 議長 久田浩也君 経済課長。

○ 経済課長 小那覇安隆君 ただいまの御質問にお答えいたします。

平成23年6月10日だったと記憶しておりますけれども、そのときに変更したのは、主な理由は第二生産施設の契約書がございまして、その契約書に基づいて第一も横並びして合わせたような状況になってございます。以上です。

○ 議長 久田浩也君 9番。

○ 9番 山城 太君 では、第二施設の契約書はどういうふうになっているんですか。でき上がっているんですか。

○ 議長 久田浩也君 経済課長。

○ 経済課長 小那覇安隆君 ただいまの御質問にお答えします。

平成23年の去年の当時、第二生産施設については、随意契約ということで契約を交わしておりまして、その中で、第二生産施設、第二生産施設の管理ですよ。管理を一度契約して、その後、解約をしているような状況でございまして、そのときに、第二生産施設と契約書の内容とあわせて、第一生産施設の契約書も変更したという状況でございます。以上です。

○ 議長 久田浩也君 暫時休憩します。 (休憩時刻 午前11時34分)

○ 議長 久田浩也君 再開します。 (再開時刻 午前11時35分)  
経済課長。

○ 経済課長 小那覇安隆君 ただいまの答弁をもう少し詳しく申し上げますと、茸第二生産施設については、当初の契約をしております。その後、解約もしております。

第二生産施設の契約書の原案の中で、その契約の条文とあわせて、第一施設の条文も変更したような状況でございます。以上です。

○ 議長 久田浩也君 9番。

○ 9番 山城 太君 第二施設の契約書に基づいて、第一も変更したとありますが、いいですか。村長、副村長の減給された原因の要因の一つでもあるんですよ、これ。減給させるために契約書を変えたわけですか。これまだ生きていますよね。契約書変更する変更する。調整する、調整すると。毎回毎回同じことを言っていますよね。新たにまた新しい契約書、案が出ていると思うんですけども。この新しい案はどうなっているんですか。

○ 議長 久田浩也君 経済課長。

○ 経済課長 小那覇安隆君 ただいまの御質問にお答えします。

ちょっと整理をしますと、平成23年6月10日ですね。それは第一の変更契約をしたんですけども、平成23年のその前ですね。第一、第二生産施設ができない時点で、第二生産施設についての契約がございました。それをその契約を結んで、その後ですね。それに合わせて第一も変更していると。その今の生きている契約書が第一の、るる数点の問題があるということで、また変更契約をするための案については、議会にも原案の段階でお示ししております。それが今、今回5月16日に完成しました第二生産施設については、この原案で契約に向けて今交渉中で、第1回目の話し合いは持っております。その新しい契約書案ですね。それらを準用しながら、第一もその案に合わせて変更していこうという段取りであります。時系列でいうところあれなんですけれども、もともと繰り返しますと、第一の変更の前に第二のまだ完成していない前に、種菌等々のいろいろ課題がありましたので、契約がございました。それに合わせて第一が変わったと。第一をそれを変えて、その後第一については、私どもいろいろと検討しながらやったんですけども、課題があるということで、新しい契約書が新しい契約書の原案については、議会にもお示しました。それに基づいて、第二を公募しました。公募しまして新しい、この契約については議会に示した案

でもって今交渉をして、1回目は話し合いを持っております。

それでやっておりますので、その辺は少し時系列が少し整理していただければ、御理解いただけると思います。以上です。

○ 議長 久田浩也君 9番。

○ 9番 山城 太君 この話は、後日ゆっくりと話を聞きたいと思います。

村長、第1回目の答弁で、最後に「よりよい解決策」とありますが、どういった解決策をお望みでありましょうか。

○ 議長 久田浩也君 村長。

○ 村長 與那嶺幸人君 ただいまの質問にお答えしたいと思います。

これまで大分時間がかかって、議員からも御指摘がございますが、なかなかこの解決策を目指すのは難しい状況にあります。来週、丸野社長と会う予定をしております。その中で、本人の本当の気持ちも聞きながら、村としてもまたそれを受けて、議員の皆さんの考え方も気にしながら、先ほど申し上げました従業員のこともあります。その中でこの何と言いますか。本当に解決に向けて、今は話もできないような状況がありますので、まずは話し合いをテーブルにつかせるということが大事でありますので、まずそこからしっかりとやっていきたいと。

それと契約の改定につきましては、今第二の茸の先ほど経済課長からありましたように、交渉中であり。まずはそれから早目に契約をして、その契約を第一と結ぶということができれば、話し合いの糸口もできると思いますので、今こうしたほうが良いということは、非常に申し上げにくい状況でありますので、ぜひ丸野社長と会って、話し合いをして、今後よりよい解決策に向けて検討していきたいと思っています。

○ 議長 久田浩也君 9番。

○ 9番 山城 太君 何回も同じことを聞くようで、大変申しわけないんですが、「よりよい解決策」、村長の意見ですよ。とは何ですか。

○ 議長 久田浩也君 村長。

○ 村長 與那嶺幸人君 具体的なことは非常に申し上げにくいんですけども、とにかく話し合いと、結局今のような状況があると、裁判というものもあるわけですが、そうすると余計、大変なことになりますので、前から申し上げましたように、話し合いをして、相手の意見も聞きながら、早目に契約書を交わすというのが大事ではないかと思っております。

○ 議長 久田浩也君 暫時休憩します。 (休憩時刻 午前11時44分)

○ 議長 久田浩也君 再開します。 (再開時刻 午前11時44分)

村長。

○ 村長 與那嶺幸人君 よりよい解決策という具体的なことでありますが、これにつきましては、先ほどから答弁しているように、今の現状というのをどう変更していくかということもありますけれども、雇用のこともありますし、早急にこう丸野さんに出て来なさいというのも難しい状況であります。それをやるのであれば、先ほど申し上げたように裁判でありますので、このある一定の猶予期間というか、いうの

を設けて、向こうと交渉したらどうかというふうに思っております。

○ 議長 久田浩也君 9番。

○ 9番 山城 太君 「現状の変更」という言葉がありましたけれども、「現状」とは何ですか。現状の説明をお願いします。

○ 議長 久田浩也君 村長。

○ 村長 與那嶺幸人君 現状の変更というのは、丸野さんから新しい会社に移行するというのを考えて申し上げました。

○ 議長 久田浩也君 9番。

○ 9番 山城 太君 なぜ、丸野さんから変更しようと考えているんですか。

○ 議長 久田浩也君 村長。

○ 村長 與那嶺幸人君 今、明確にこの丸野さんを変更ということにつきましては、来年の6月でこの期限が切れるから、それを変更したいということはなかなか難しいということをお願いしているわけであり、そういう意味では、丸野さんと会って、今後の丸野さんの考え方、村の考え方も申し上げて、その中である一定の理解を得られるように努力をして、ひとつの方向性を示していきたいということであり、

○ 議長 久田浩也君 暫時休憩します。 (休憩時刻 午前11時45分)

○ 議長 久田浩也君 再開します。 (再開時刻 午前11時45分)

村長。

○ 村長 與那嶺幸人君 少し、舌足らずの面があって、誤解されているようですが、今現状の中で、今の茸園と変更することはなかなか難しいということをお願いしているわけであり、そういう意味で、今後丸野さんと話し合いをする中で、丸野さんの御意見、そして従業員、そして行政、村長の立場、考え方を申し上げて、それを受けてまた議員の皆さんの御意見も聞きながら解決をしていきたいということであり、

○ 議長 久田浩也君 9番。

○ 9番 山城 太君 村長、以前から解除に向けて調整、もろもろ進めていくと言っていますよね。丸野さんを辞めさせるのは前提にあったわけですよね。解除する、契約は更新しないと12月26日に、全協の中で示していますよね、私たちに。もともと解除する予定だったんですよね。

○ 議長 久田浩也君 村長。

○ 村長 與那嶺幸人君 ただいまの質問にお答えいたします。

議会の皆さんとの意見交換会でも、話し合いによる解約をしていきたいということは申し上げてまいりました。ただその後のいろんな交渉の中で、なかなか難しい状況がありますので、これはある一定の冷却期間も置く必要があるのではないかと考えて、丸野さんと会って、そして信頼関係を回復、構築する中で、村の考え方もしっかり持って、皆さんとまたお話をしていきたいということをお願いしているわけであり、

○ 議長 久田浩也君 9番。

○ 9番 山城 太君 ちょっと話変わります。

以前から何回も何度も話に上がっては、議題に上がっています9,700万円の説明も3月末日に行うと言っていますよね。あれから流れてずっとなーな一みたいな感じになっています。再度質問します。9,700万円の詳細説明を求めます。

○ 議長 久田浩也君 経済課長。

○ 経済課長 小那覇安隆君 ただいまの御質問にお答えします。

乙側から出されております機械の増設設備費用としまして9,700万円がございました。それはA4の紙に一、二枚でしたか。その中で提出されておりますので、それに対しまして村としましては、それを裏付ける資料の提出を求めています。

その間、一度提出がございましたけれども、精査しましたところ、それについては、裏付ける資料ではないということで、一応、そういう状況でありまして、また再度要求しているような状況でございますけれども、なかなかそれに証明するような資料の提出は今のところございません。

それに関しまして、弁護士等々とも相談しましたところ、それについては乙側がそれを証明し得ないのであれば、乙側の不利益であると。それをどうしても、乙側が不利益なのを提出させるというのが、なかなか難しいのではないかとということでございました。そういう中で、乙側としましては、法定とかそういう場になりますと、提出は、要求はできるのではないかとこの話はあるんですけれども、ただ前にも答弁しましたとおり、提訴ということになりますと、よほどの提訴理由が必要だということを聞いております。その中で契約の不履行、不履行とはなんぞやということも非常に弁護士側から、大きな論点だということがございました。その中で、大きな中で例えば賃貸料の不払いとか。そういうものがあるかということ、そういうものはございません。そういうことがございまして、じゃあ信頼関係の破壊だということを、どのように証明できるかということがありまして、なかなかそういう司法の場ということには、なかなかかなり得ないのではないかとということで今、9,700万円の設備、増設の件については、以上のような状況でございまして、以上でございます。

○ 議長 久田浩也君 9番。

○ 9番 山城 太君 ちょっと理解ができませんでした。

副村長、副村長は平成23年7月8日、協議会の中で、丸野社長は資料、機械設備増設工事台帳のとおり、設備投資をして、管理運営に努力しているのを理解しています。と言っていますね。経済課長は、理解していないわけですよね。中は精査できていないわけです。何で副村長だけは理解しているんですか。理解してあるのであれば、会社自体が設備投資していますよね。この全協、協議会の議事録を見ると、認めているわけですから、副村長。固定資産税はちゃんといただいているんですか。

○ 議長 久田浩也君 副村長。

○ 副村長 大嶺英恭君 全員協議会の中でお答えしたときには、精査についてはまだやっておりますでした。

協議会の中で丸野社長が9,700万円の施設台帳というのを役場のほうに提示がありましたので、それを結構、設備投資をやられているんだなということで、答えた結果が協議会の中の答弁であります。以上

です。

○ 議長 久田浩也君 経済課長。

○ 経済課長 小那覇安隆君 ただいまの御質問にお答えします。

固定資産について、きちんと調べているわけではございませんけれども、まず考えられますことは、この同施設は、行政財産でございます。行政財産としての中で、そのメンテナンス等に係るのについては、財産の位置づけですね。等がございますので、その辺は固定資産税法といいますか、その辺との関係もございまして、そこまではまだ調査しておりません。以上です。

○ 議長 久田浩也君 9番。

○ 9番 山城 太君 これにはメンテナンスは書いてないですよ。

機械設備増設工事台帳となっていますよね。見るとほとんど増設になっていますよ。建物が公共施設だから、これ固定資産税はかからないんだけど、中身は運営している会社がみずから増設したと言っていますよね。何で立ち入りして、チェックして、固定資産税は徴収しないの。村益、村益と言いながら、これも村益でしょう。脱税のほう助をしているのか。これはどうするの。あんなでたらめな管理をして、これからもそういう状況が続くのですか。脱税ほう助ですよ。増設したのを目をつぶって、向こうにやりたいままさせているわけですよ。答弁を求めます。

○ 議長 久田浩也君 暫時休憩します。 (休憩時刻 午前11時56分)

○ 議長 久田浩也君 再開します。 (再開時刻 午前11時56分)

住民課長。

○ 住民課長 山城徳男君 ただいまの質問にお答えいたします。

税に関しては、私の所管でございますので、私のほうからお答えいたしたいと思います。

固定資産税の賦課については、先ほど経済課長からありましたように、行政財産でございますので、土地及び建物については、課税されないということであります。ただ議員から質問のあったように機械設備等について、もともと村の設備であるものについては、もちろん課税されません。ただその後に増設、あるいは設置、改良または増設したものについては、償却資産等の課税される可能性があります。ただ法人、または個人の課税されているかどうかについてのお答えについては、これは地方税法第22条によって法人または個人の秘密を保護する措置という規定がございまして、それについてはお答えを申し上げることは差し控えたいと思います。

○ 議長 久田浩也君 9番。

○ 9番 山城 太君 すみません。聞き取れなかったんですけども、もう一度お願いします。

○ 議長 久田浩也君 住民課長。

○ 住民課長 山城徳男君 かいつままで申し上げたいと思います。

基本的にまず第1点目については、施設については村の行政財産でございますから、建物、土地それから設備については、課税されないと、まず第1点でございます。

それから第2点目に、その事業者が経営後、事業開始後に設備、村の設備に対して改良を加えた。あるいはまた新たに増設をした、生産を増産するために設備を増設した場合においては償却資産としての課税

の可能性があるということでございます。

それから第3点目に、課税されているか、課税されていないか。それから申告があるか、ないかについては、地方税法の秘密を守る措置がございますので、お答えをすることは差し控えたいと思います。以上でございます。

○ 議長 久田浩也君 9番。

○ 9番 山城 太君 これは村の財産だから、これは課税されているか、されていないぐらいは説明してもらえないですか。多分、課税されていないと思いますよ。その根拠が、多分9,700万円この増設についての、村から向こうへ請求した資料の返信なんですけれども、読み上げますね。

増設設備工事台帳の見積書及び請求書等一式を、平成24年3月27日に渡したときに、今後これにかかわる一切の書類の提出はしない旨、文章で伝えております。向こうから何も出てこないわけですよ。したがって今回の要求に対しても提出するつもりはありません。弊社が弊社の資金で投資した内容の詳細を貴村に開示する義務もなければ、貴村が開示を要求する権利もありません。ただし、貴村がすべて買い取ってくれるのであれば、話は別です。これが丸野さんからの返事です。

この建物は、今帰仁村のものではないのですか。答弁を求めます。

○ 議長 久田浩也君 村長。

○ 村長 與那嶺幸人君 第一施設につきましては、村の所有であります。

○ 議長 久田浩也君 9番。

○ 9番 山城 太君 さっき読み上げた文書を聞いてどう思いますか。

○ 議長 久田浩也君 村長。

○ 村長 與那嶺幸人君 ただいまの御質問にお答えします。

あまりいい文書だとは思っておりません。そういう意味では、そういう状況を早目に解決するために、丸野さんと直接会って、これまでのいろんないきさつもございますので、話し合いでお互いの今後の方向性を出していきたいということでもあります。

○ 議長 久田浩也君 9番。

○ 9番 山城 太君 私が思うには、従業員の言葉よりも、こういった内容がおかしいのではないですか。向こうとまた契約を交わす村自体がおかしいんですよ。これは村の建物ですよ。この文書を読む限り、向こうにあげたのと一緒ですよ。1年半かかっていますよね、ここまで。その中で村長、副村長15%、給料カット、今度もいろいろと出てきますよ。資料請求にしても意に反するような答え、これは県からの指導も入っていると思います。議員の資料請求に対しては、しっかりと的を得た返事をするようにと。ねえ、山城徳男課長、2月の10日の臨時議会でそれを発しています。あれから進展は何もない。これは村のものでしょうか。貸しているんでしょう。なぜ丸野さん呼びつけて、ちゃんと指導しないんですか。

村の施設みんなあげたらいいんじゃないですか。ほかの借りている人は、固定資産、税金に関してもそうですよ。徴収吏員、特別に雇って、夜まで8時までお家をまわらせて徴収させているでしょう。ヤマトに行って、徴収したらいいんじゃないですか。

そのまま、現状のまま契約、そして運営させるんですか。従業員にもそういう説明をしたら、理解示す

と思いますよ。ましてや後々こういったことが表に出たら、従業員はみんな村民から目の敵になりますよね。「イッター会社は、アンチエンナー」って、従業員のことを考えたら、先にもっとやるべきことがあるでしょう。これから4年間、本当に心配ですよ。これ15%の減給で済むと思いますか。大きな要因が3点、4点ありましたよ。今あわせると五、六件になっていますよ。本当に真剣に考えているんですか、村益のこと。村益ですよ。ナーナーで終わらそうと思っているのではないですか。どう考えていますか。

○ 議長 久田浩也君 村長。

○ 村長 與那嶺幸人君 この茸第一施設の件につきましては、本当に早目に解決できるようにという思いは強いです。これを早目に解決して、いろんな村の行政がありますので、しっかりと行政運営をしていきたいということですが、なかなか話し合いができないような状況の中で、先ほど申し上げましたように、近いうちに会う予定をしておりますので、会って村の立場も含めて、私の考え方も伝えて、これからこの茸についての解決策に向けて話を進めていきたいと、このように考えております。

○ 議長 久田浩也君 9番。

○ 9番 山城 太君 向こうの会社はもろもろ虚偽の報告をしているわけです。中身も精査させてくれないでしょう。事の発端は、村長あなたですよ。以前三者協議行ったときに、向こうから出された資料、向こうが運営を引き継ぐなら、村は口出すな。それをうのみにしてそのままやっているのでしょう。近々会う。今すぐ行って飛んで会ってきなさい。本当に村益を考えるのであれば。いつまでこういう状況が続くのですか。1年半ですよ。15%の減給について。もう一度説明してください。

減給処分に至った理由についてですね、今帰仁村茸生産出荷施設契約に基づく管理運営協議会の適切な運営を欠いたこと。同契約書の適正を欠いた変更契約。監査役を設置及び経営監査の実施の適切な監査を実施していなかった。これから資料請求に対しての不備がありますよね。その中で今では、何か変更ありますか。改善したのがありますか。資料請求しても出てこない資料いっぱいありますよ。的を得ない返事の資料もいっぱいありますよ。

減給しても全然進展何もない、後転していますよね。村長、副村長、また減給申し入れするのですか。答弁求めます。

○ 議長 久田浩也君 村長。

○ 村長 與那嶺幸人君 先ほど山城議員から御指摘がありましたように、いろんな茸に対しての問題点がございました。それを反省して、再スタートするということでの減給でありました。これからまた減給の申し入れをするかということですが、このことについては考えておりません。

○ 議長 久田浩也君 9番。

○ 9番 山城 太君 丸野社長は毎年7月に運営協議会を開くと言っていますが、今年はどうなっていますか。

○ 議長 久田浩也君 経済課長。

○ 経済課長 小那覇安隆君 ただいまの御質問にお答えします。

運営協議会につきましては、社長の今のところ甲乙との甲であります村と、乙でありますきのご園との間ですね。協議会を持とうということで申し入れをしておりますけれども、乙の側からの色よい返事がご



ございませんので、まだ開いておりません。以上です。

○ 議長 久田浩也君 暫時休憩します。 (休憩時刻 午後0時10分)  
午 後

○ 議長 久田浩也君 再開します。 (再開時刻 午後1時30分)

次に、與儀常次議員の発言を許します。1番 與儀常次議員。

○ 1番 與儀常次君 平成24年第3回今帰仁村定例会に当たり、さきに通告いたしました3点について質問いたします。

(1) カラス対策について。カラスの対策は現在どのようになっていますか。

(2) 学校でのいじめ対策について。各学校でのいじめ対策はどのように行われていますか。

(3) 防災、災害時の避難場所及び寝具について。1. 災害時における各字の安全な場所の設定。2. 今帰仁村は災害時用の寝具はどうなっておりますか。以上、終わります。

○ 議長 久田浩也君 村長。

○ 村長 與那嶺幸人君 與儀常次議員の質問にお答えいたします。

(1) カラス対策について。1. カラス対策については、平成20年度より今帰仁村有害鳥獣防止計画を策定し、被害防止協議会を実施主体として、被害防止総合対策事業を実施してきております。本年度も同事業により、箱ワナ設置による捕獲、銃器による駆除を実施してまいりたいと考えております。

次に(3)についてお答えいたします。防災災害時の避難場所及び寝具について。

1. 台風、豪雨、高潮、津波、地震その他の大規模な災害に対し、村民の生命、身体及び財産の保護を目的として、今帰仁村地域防災計画が策定されています。その計画では、津波等の災害を除く災害時の一時緊急避難場所として、各字公民館や各字農村公園が位置づけられています。津波災害避難所としては、今泊・仲宗根・呉我山・古宇利公民館を除く各字公民館や村内各小学校、中学校、高校、歴史文化センターなどを指定をしております。

次に(2)について、答弁いたします。現在、今帰仁村では災害時専用の寝具類の常備はありません。しかし、近年の異常気象がもたらす風水害は、本村においても発生することは十分想定されます。特に冬季の被災は大変なことだと認識しております。このような観点から、被災時にあわてることのないよう「備えあれば憂いなし」の心得で、緊急時に必要な品目は地域防災計画に照らし、関係機関と綿密に調整し、万一の被災時には最善を尽くせるよう準備していきたいと考えております。

質問のありました寝具につきましては、早急に村独自の災害対応用寝具等を常備していきます。

なお、火災の小規模災害については、赤十字事業として、毛布等の寝具や衣類等を支給しております。

○ 議長 久田浩也君 教育長。

○ 教育長 謝花 弘君 1. 各学校でのいじめ対策はどのようになっているか。そのことについて、お答えいたします。

県教育委員会は毎月各学校の問題行動を調査しております。その中にいじめについての項目もあり、発生件数や指導等について、教育委員会へ報告することになっています。いじめについては、被害者や加害者の認識の違いもありますが、いじめられている児童生徒が不快感やいじめと感じているものはすべてい

じめと認定されます。潜在的ないじめの把握については、定期的にアンケート調査を実施する等、いじめの早期発見、早期解決に向けて取り組んでいます。

また、いじめを相談する児童生徒と担任等の教職員との信頼関係の構築や保護者や関係者などの大人のかかわりについても大切になってまいります。本村においても今後、いじめによる不登校や不幸な事件が起こらないよう万全の体制で各学校と連携を密にし、支援・指導助言に努めていきたいと思っております。

○ 議長 久田浩也君 1 番。

○ 1 番 與儀常次君 ただいま村長の答弁で、平成20年度よりカラス対策ということでありましてけれども、去年、一昨年ですね。沖縄県の猟友会をお願いして、難儀してもらっています。あのときに、中南部からも来るものだから日当ぐらいはどうですかということでも話があったんですけども、現在どうなっているか。今後またどのような方向性で進んでいくのか。対策。

それと箱ワナ。前は上間吉夫さんが頑張っておられましたけれども、今は現状はどうなっているかと思っております。

台風の次は、農家が一番被害を受けるのはカラスだと思っております。夏場のパイン時期は、ネットをしてもカラスがそこから入ってくるということでもありますので、前々、年間100本ほど猟銃で確保しましたけれども、まだまだだということでも思っております。前に村長にも、北部広域圏で対策をやらないと、今帰仁村だけで頑張っても、この数はあまり減らないということで、ぜひ北部全体で、やんばるのカラス対策をやってもらいたいということも言った経緯がありますので、これについても、北部全体でどういう取り組みをやっているのか。やっていなければ今後、全体でどういう取り組みができるのか。カラスは住所もないので、あっちこっちから飛んできますので、ぜひこの点も答弁を求めます。

次に、防災・災害時の避難場所、この前の台風、また前の台風の時も、今帰仁村では公民館に避難した方がおられると聞いています。湧川でもありましたので、あのときに寝具をとということで、質問してもらいたいという方がおられて、質問をしております。また、避難場所、これは台風云々だけではなく、災害、津波等々のときは、高台に避難場所の設置、ましてや指定、各字のどこで津波、災害のときは集まって避難するか、待機するかの場所、指定も各字住民に徹底して、場所を知らせる方法ですね。

それと警察、消防と連携しながら、今後の訓練ですね。前に仲宗根で1カ所やったということでありましてけれども、各字で今後、津波・災害時の緊急訓練も今後は必要ではないかと思っております。決して沖縄は津波来ないとか、災害ないとかはないと思っておりますので、今後の取り組みですね。

それと寝具ですね。寝具は村長答弁ではまだ準備しておらないということでもありましたので、できましたら避難場所に置くほうがいいなと思っております。村に一括置くより避難する場所が決まったら、公民館等に置いたら、利用もやりやすいのではないかと思っております。

次に、子供たちのいじめ問題ですね。これは私は学校がある限り、永遠の課題だと思っております。先輩、後輩、我々もやられました。質は変わりますけれども、今は子供が弱くなったせいなのかと思っておりますが、いろいろ事件、事故が本土でもあっちこっちでありまして、去年の沖縄県のいじめの学校は小学校で72校、これは保護者からの聞き取り把握で72校ということでもあります。中学校が179校、これは担任がいじめを見つけて、対策をやった学校だと聞いております。高校が44校これは高校生本人がSOSを

発しているということで、前年度よりふえたのか、中学校が22校ふえておるということで、この辺マスコミ等でもありましたので、私たち今帰仁村はこのような事件、事故、大きいのはないですけども、これを予防するのが我々の努めと思っております。今帰仁村の子供たちは宝物ですので、一人でも変な事故とかに巻き込まれないようにやるのが、我々地域、大人の努めではないかと思っておりますので、私はいじめはみんな大小あると思っております。表に出ないだけではないかと思っておりますので、前にもアンケート調査のいじめについてのことも質問しましたが、私は今までのデータも調べてみると、いじめが一番、時期がハードなのは2学期ということでもありますので、夏休み明けですね。1学期にちょっとやってから、何もなかった。家からも先生からもということで、2学期にエスカレートするということでもありますので、ぜひ今帰仁村は1学期から2学期までしかありませんので、各学期でいじめのアンケートをとってもらいたいと思っております。このアンケートはいろいろとあると思います。筆記しない方法、〇×式が一番いいと思っております。いじめに訴えて、こっちで筆記すると書いているのがクラスで見えますので、ぜひ加害者も被害者も同じ時間帯で終わる方法、できたら目立たないでいじめを克服できるのではないかと思っております。

学校側がなった場合、いろいろと本土でもそうですけれども、まとめてみ消そう、「なかったようにしてくれ」とか、高校でもありました本土でも。そういうことがないように、ぜひ地域、父母会でも連携しながらできたらいいなと思っております。今のアンケートのとり方方法、今はどういった方法をやっているのか。ひとつまた答弁を求めます。

○ 議長 久田浩也君 経済課長。

○ 経済課長 小那覇安隆君 ただいまの御質問にお答えします。

まずカラス対策についての御質問でございましたけれども、確かに猟友会にお願いをして、駆除しているような状況で、日当、旅費については、前年度、平成23年度も単費でつけたような状況がございました。これにつきましては、今回は有害鳥獣被害防止総合対策事業の中で、一応は認められているような状況でございますけれども、特にまだ単費はつけておりません。ただし、今後この駆除対策、猟友会にお願いしながらやっていく場合に、その事業では足りない部分が生じたところ、随時、村単独でもつけて対策をとるような体制をとっておる状況でございます。

もう1点目の、箱ワナについては、現在上間氏が管理しておりますけれども、従来どおりの管理体制ということで、この被害防止総合対策事業の中で、管理費を計上しております。

最後の点で、広域的な対策はできないかという御質問だったと思います。

確かにこれは今後、総合、北部全体で考えないといけないということは承知しております。少し具体的な例で言いますと、本部と今帰仁村は銃器による駆除というのをやっているんですけども、残念ながら隣の名護市が実施していないとか。そういうちょっとアンバランスがあって、そういうことがございますので、北部地区の協議会は一応立ち上がっているような状況ではございますけれども、北部地区全体で担当課長が参照します、北部地区の産業研究会というものもございますので、そういう場でも、議論に乗せながら全体として取り組める体制づくりが必要だということは承知しております。以上、その辺も我がほうから提案をしながら、全体で取り組める方法をつくっていきたいと思います。以上です。

○ 議長 久田浩也君 総務課長。

○ 総務課長 島袋隆則君 ただいまの御質問にお答えいたします。

津波・避難場所の周知にということだと思いますが、村の防災計画資料編に約22の場所が指定されております。その周知方法については、区長会等を通じ繰り返しお知らせをして、その周知方法に徹底していきたいと思います。

それから各字での避難訓練ということがございましたけれども、現在、県の上部機関のほうで防災計画の見直しを行っております。それができた時点で村も見直しをいたしますので、その時点で各字での訓練等についても、十分配慮し検討していきたいと考えております。

それから去った、台風15号、16号によって自主避難を公民館にしたということで、寝具の備え付けを公民館にあったほうがいいのかということだったんですけれども、現在村で考えて想定しているのは、自主避難ではなく、被災した場合を想定して、その寝具類の常備をしていきたいと考えております。被災前は自主避難でございますので、当然、寝具類等も携帯帯同していただけるのではないかと考えておりますので、これについてはまた村民の御理解を得ながらやっていきたいと思っております。以上でございます。

○ 議長 久田浩也君 教育長。

○ 教育長 謝花 弘君 ただいまの質問にお答えいたします。

2点ばかりあるかと思いますが、今教育界で揺るがしているのは、全国的にいじめ問題、何かとその当事者である学校、あるいは委員会が隠ぺい体質があるのではないかと、大変厳しい指摘もされながら、ここ何カ月か過ぎているんですが、本村の場合どうなっているのか。もうちょっと詳しく申し上げたいと思います。

先ほど、沖縄県全体としては県教育委員会が毎月1回、各教育委員会を通じて、各学校のアンケートを実施し、それなりに資料は提供しているんですが、本村はですね、それプラス、各学校独自の必要に応じて、県の調査ばかり待つのではなくて、必要に応じて、小学校も中学校もそれ相応のアンケートをとっております。先ほどアンケートの内容について、どういうふうな説明もしているか。やはり2つ記述式と○×、記述というのは、○×ではどうしても読み取れない項目があるんです。そこのところは書ける子は書いてもらうということで、○一辺倒にすると、反応は非常に早いですけれども、読み取りがなかなかできない。YESかNOですから、だからそこもよく勘案しながら、記述式と○×を適時入れて、小学校、中学校それなりの年齢相応の質問をして、アンケートをとって、万全を期しております。

それからもうひとつ、いじめなのか、けんかなのか、トラブルなのか。なかなか第三者から見て判断できかねないのも、これもいじめの大変特異な現象なんです。先ほど与儀議員からありましたように、自分たちの若いころは、けんかだ、トラブルだというあのレベルで何とか過ごしたんですけれども、今はかなり陰湿、もう本当にしつこいぐらい、昔のけんかとは、昔と言ったら私もそうなんですが、けんかをした翌日はさらっと笑って仲良くなると。ああいうレベルではなくて、かなり陰湿で、しかもインターネット、携帯、メール、そういったものが発達するわけで、大人が親子が知らない間でいろんな情報交換をしている。そういう時代になっているということも背景にあると思います。それでいじめについて、本村の場合、

いじめと言えないまでも、学校不適應症、これの例は例えば村外から、あるいは村内でもそうですけれども、転校する子供たちが慣れるまでに非常に個人差があって、なかなか半月たっても、1月たっても、あるいは1学期たっても慣れきれない。親と同伴のそういう実態があるんです。そういう不適應症による、ここで生ずる学級での違和感、これが例えば集団でからかってみたり、登校拒否につながるような事象があります。ですからこのことについては、我々は細心の注意を払って臨床心理士も各学校に、週一回ないし二回、ローテーションしながら、専門の臨床心理士入って行って、万全の体制でやっていて、今のところ被害という、いじめという実態にかかる被害というものは今はございません。

確かにそれ一步手前までの状況はないでもありません。それが今の実態です。大変有益な指摘、ありがとうございました。

○ 議長 久田浩也君 1番。

○ 1番 與儀常次君 さきの課長のカラス対策についてのことは理解していますけれども、今箱ワナですね。上間さんがやっているのかどうか。やっていなければだれかがやっているのかですね。やっていなければ、この箱ワナ、せっかく設置していますので、だれかに管理させる方法もとるべきではないかと思っております。

それと鳥獣、猟友会ですね。前々からお願いしてやっておりますけれども、長い間お願いするにはぜひですね、交通費を最低出してもらいたいと思います。ほとんどがボランティアで、毎週やってきたり、定期的にやっておりますので、どうか予算をつけて、これは一、二年で終わる対策ではないと思っています。作物が相当被害があるときで農家が訴えておりますので、これ農家だけではないと思っています。朝、ごみを出すと、電柱の上でカラスが待っている状況で、網、ネットをかぶせてもネットをみんなで持ち上げて、移動しながらつく状況ですので、これは後で村長にも北部で広域でどうなっているか。また答弁をしてもらいたいですけれども、ぜひ見切りカラス対策をやってもらいたいというのが、農家の希望ですので、ぜひ予算をつけて猟友会は、できますけれども、弾だけ提供して、できないということでありますので、ぜひ予算化してカラス対策をやってもらいたいと思います。

村長にも広域圏でどういう取り組みがなされているのか。またどういう今帰仁村から発信して、北部のメンバーとともにカラス対策をやっていくのか。答弁を求めます。

次に、災害時を各字で公民館等を区長に徹底して周知をやってもらいたいというのが、1回でもいいですから、集まる場所を各字で決めて練習してもらおう方法、どこに集まっていいかわからないということで、これを私も前に浸水騒ぎがあって、いろいろとあったんですけれども、ぜひ場所の確保をしていたら、場所を地域住民に知らせることが大事だと思っておりますので、区長会等々でもぜひ協議してもらいたいと思っております。

学校のいじめ対策は、ぜひ事件が起きてからは始まりませんので、何でかなと思ったら、昔は子供たちはたたかれても、死人は出なかったんですけれども、自殺。物が豊かになって、心が貧しくなっているのかな。いじめですね、陰険。これは決して我々今帰仁村だけではなくして、本土だけの問題ではなくして、みんな共通だと思いますので、頑張ってもらいたいと思います。以上です。

○ 議長 久田浩也君 村長。

○ 村長 與那嶺幸人君 ただいまの御質問にお答えいたします。

カラス対策でありますけれども、北部の市町村会で話し合いはしたことはありますけれども、具体的な対策といえますか、いうことはまだ出ておりません。ただ各市町村、カラスの被害は、ものすごいのがありますので、現在も北部連携促進事業という事業もございまして、これを何とか各市町村、単独ではなくて、北部で何とか方法がないのか。これはJAとも連携して、このことについては、対策をとしっかりとやっていきたいと、このように考えております。先ほど経済課長からもありましたけれども、産業研究会、これは経済課長の参加する会議でありますけれども、具体的にはそういう場所でカラス対策について、検討させていきたいと、このように考えております。

それと日当とかの話ですが、先ほど経済課長からもありましたように、この総合対策事業である程度、出せるということになっておりますので、それは予算の限度があります。そういう意味では、それで不足した場合には、村の予算を補正で出していきたいと思いますが、この猟友会とももっと具体的な話をしていきたいと。私も何度か現場に行ったりとか、また意見交換をしたり、こうする中で、彼らも非常にボランティアという意識も強くて、これまで甘えてきたわけではありますが、継続させるにはそういうのも必要かなと、こういうふうに思っておりますので、今後具体的なことにつきましては、猟友会と話し合いを持っていきたいと思っております。

○ 議長 久田浩也君 総務課長。

○ 総務課長 島袋隆則君 ただいま提言のございました各字区民への避難場所の通知については、機会あるごとに徹底して、お知らせしていきたいと思っております。以上でございます。

○ 議長 久田浩也君 次に、内間利三議員の発言を許します。3番 内間利三議員。

○ 3番 内間利三君 9月定例会におきまして、先ほど通告してありました件について、質問をいたします。

1. 観光振興について。1. ワルミ架橋の観光スポットとしてのバンジージャンプの導入について、以前の質問で関係機関との調整をしていきたいと答弁がございましたが、その後の進捗状況について伺います。

2. 茸工場について。1. 第2工場の貸付契約書について、進捗状況について伺います。

3. 赤水対策について、1. 6月定例質問後の対策の進捗状況についてお伺いします。

○ 議長 久田浩也君 村長。

○ 村長 與那嶺幸人君 内間利三議員の御質問にお答えいたします。

1点目の観光振興について。1の質問について、お答えいたします。

バンジージャンプとは、高層ビルや橋梁の上などの高所から、命綱一本で飛び降り、そのフォームの美しさを競う競技であります。

橋の上からのジャンプは、群馬県みなかみ町の高さ42メートルの橋の上から飛び降りるバンジージャンプが日本で唯一のブリッジジャンプでありましたが、今年から熊本県五木村でも、高さ77メートルの橋から飛び降りるバンジージャンプが開催されました。

さて、ワルミ大橋を利用したバンジージャンプにつきましては、今年2月に発足しました今帰仁村観光協会が、同事業導入に向け先進地調査の実施や名護市観光協会との協議等を行ってきております。今後同

事業を実施するに当たり、関係機関等との調整が必要となりますので、その場合は同協会と連携していきたいと思っております。

次に、茸工場についての御質問にお答えいたします。

今帰仁村茸第2生産施設の管理、運業者の2回目公募については、平成24年4月6日から4月20日までの募集期間として、「広報なきじん4月号に掲載」し、「村のホームページに掲載」「村区長会での募集案内」「村商工会への募集案内」を実施し、期限までに・農業生産法人（株）ベストマッシュ今帰仁・農業生産法人（株）マッシュファームなきじんの2社からの応募がありました。

4月23日に応募者に対する説明会を開催し、5月24日までに同2社より、事業計画書の提出を受けました。

6月15日、今帰仁村茸第2生産施設の管理運営者選定委員会を開催し、6月28日に、同選定委員会の会長より、選定結果について答申を受けました。

同答申に基づき、7月2日に1位「ベストマッシュ今帰仁」、2位「マッシュファームなきじん」として通知しました。

8月24日に契約予定者のベストマッシュ今帰仁と契約についての協議を持ちました。第2回目の協議日程につきましては、今議会終了後、9月24日からの週に予定をしております。

次に赤水対策について。3月定例会で質問のありました、諸志の猪平原（いのひらばる）等の赤水対策の進捗状況は、沖縄県赤水等流出防止条例の管轄である北部福祉保健所に連絡し指導をお願いしております。

現地確認したところ、一部ではありますがブルーシートで赤水の対策がなされておりました。

しかし、対策等はまだまだ不十分と思われるので、北部福祉保健所と連携し、万全な赤水対策をとるよう指導していきたいと考えております。

○ 議長 久田浩也君 3番。

○ 3番 内間利三君 今の村長の答弁で、1. 観光振興についてですが、本土では今年もう1カ所が実施されて、2カ所バンジージャンプがつくられているということでもあります。

これにつけて前も質問しているんですが、このワルミの景観を守るためには、ぜひイメージアップするため、この観光地としてのバンジージャンプが一番ふさわしいのではないのかな。この橋、景観を生かすためにも、ぜひ進めていってもらいたいバンジージャンプであります。これについても一度、村長の答弁を求めます。

2. 茸の第2工場の貸付契約についてですが、村長の答弁では1回は8月にお見えになって一応は話し合いしたと。それと定例議会終わって9月24日に再度協議するということであるんですが、ちょっとそばから見るとなかなか進まないのかな。この相手もあることではあるんですが、なかなか進まない状態であるので、これ待てば待つほど、この賃貸料の収入ですね。これが入らないと、雇用の場の確保もできないと。そういう状態が長く続くようだったら、本当に今帰仁村でマイナス面がたくさん生じてくるのではないかと考えております。これについて、もう一度、村長の答弁を求めます。

3番のこの赤水対策についてなんですが、これもなかなか質問しても前にはかどらないような状態が、

村全体で続いていると思いますが、なかなか難しい問題ではあります。

以前の質問の後から、北部福祉保健所を通じて、この対策をお願いしてきたということで、それでもまだ不十分であるということ、だれも痛感していると思いますが、これについて村として、どうふうに指導していくのか。この前のブルーシートとか、そういうもので赤水対策はしてあると。これは諸志の話なんです、やってあるということなので、これではちょっとしたものしか防止できないと思いますので、いろいろと方法がお金がかかるとは思いますが、方法があると思いますが、もう一度答弁を求めます。

○ 議長 久田浩也君 経済課長。

○ 経済課長 小那覇安隆君 御質問にお答えします。

質問の趣旨としましては、バンジージャンプを観光振興の面から振興すべきではないかという御提言でございましたが、それについてもたしか記憶して、8月の末に村観光協会の会長、役員と、事務局長含めて、経済課、観光担当、私も村長も含めて、いろいろと意見交換をした中で、今後、観光協会も主体となりますけれども、隣接する名護市の観光協会ともタイアップしながら、この事業を進めていくと。スケジュールとしては10月にはもう一度、群馬県のみなかみ町に、今やっているところを視察に行くと。前回行ったときは、その代表者だけの意見を聞くのみだったので、10月は実際やっている方々からの意見を聴取をしていくということ計画しているということでございます。

そういうスケジュールが進む中で、県との交渉とか、そういう場合が生じてきますので、それについては、村長初め一緒になって調整していこうと、要請していこうという話し合いは持っているような状況です。以上でございます。

○ 議長 久田浩也君 村長。

○ 村長 與那嶺幸人君 茸工場についての御質問にお答えをしたいと思います。

利三議員からも御指摘があるように、これは早目に契約をしないと、いろんな不利益があるということにつきましては、村長としても認識をしております。今月の26日を今予定として、日程調整をしておりますので、そういう日程がとればしっかりと今契約書の調整といいますか、打ち合わせでありますので、早目に合意できるように努力をしていきたい。このように考えております。

赤水対策については、総務課長から答弁させたいと思います。

○ 議長 久田浩也君 休憩します。 (休憩時刻 午後2時14分)

○ 議長 久田浩也君 再開します。 (再開時刻 午後2時14分)

福祉保健課長。

○ 福祉保健課長 島袋輝也君 赤水対策の質問の件について、お答えいたします。

赤土防止条例の管轄する所管につきましては、先ほど総務課長から答弁がありましたとおり、北部福祉保健事務所が今帰仁村の管轄下にあります。議員御指摘の諸志の猪平原の関係につきましては、大京の開発行為の中での清掃、下草取りの話だと業者のほうからは聞いておりますけれども、3,000平方メートル以上の形状変更につきましては、県への届出、着手前の30日前に県への届出をしなければいけません。そのような関係で、企画係の開発の担当のほうと、福祉保健課の環境の担当のほう、両方で業者に会い、そ



して保健所のほうに通報したところであります。

その赤水対策の村と保健所の連携の関係につきましては、現状を確認し、どの程度の水が流れているというものを状況を把握しましたら、保健所に通報すると。もし保健所が業者の指導がある場合については、同行して一緒に指導をするという立場になっております。主体的には保健所のほうからの改善命令とか、県のほうからの改善命令が主に内容となりますが、その改善命令についての市町村での権限は持ち合わせておりませんので、今通報と原因者等に指導、保健所の指示に従って監視をするというのが、市町村の役目となっております。以上でございます。

○ 議長 久田浩也君 3番。

○ 3番 内間利三君 ワルミ架橋のこのバンジージャンプなんですけど、9月定例でもこの架橋側にこの観光拠点整備強化事業ということで、農産物販売の場所がつくられ、平成24年度でつくられるということではあるんですけど、この拠点事業もそうなんですけれども、この2つのこの相乗効果とも大変期待できるものがあるのではないかと思います。村が目指している農業と観光を結びつける事業を、これの大事な拠点となると思うんですが、村長の答弁を求めます。

2. 茸第2工場の契約の件についてなんですけど、先ほども述べたように、これは早目の締結、できれば9月いっぱいなのかな。それとできなければ10月でも早々にこの締結をすることを求めて、この茸についての質問は終わりたいと思います。再度ですね、この決意。村長の答弁を求めて終わります。

赤水対策についてなんですけど、この赤水対策、以前の私が質問をしたときには、既存の砂防ダム等の再利用はできないのかということであったのですが、答弁ではこの砂防ダムの使用は不可能だということをして答弁されておりました。これは結果的には最初からの計画が砂防するためにつくられたものだから、再度利用できないということであったんですけども、だけど今の状態としては、この砂防ダムにいっぱい溜まっているこの土砂がこの赤水がそのまま上から通ってしまっていて、そのまま流れていくんですよ。自分が思うには、この砂防ダムをある程度、新設することに再利用をすれば、この赤水も貯水もできるし、ろ過の作用もあると思いますけれども、今は上からさーっと流れてしまうものだから、そのまま赤水が海に流れてしまうという状態だと思いますが、これ再度この県とか、そういうところに本当に再利用できないのか。要望をやれるのか、やれないのか。これ答弁を求めます。

それともう1つ、現在、与那嶺区ではこの部落内の舗装とかをやっているんですけど、この前、部落の後ろのほうを通ったら沈砂池がつくられていますよね。新たに。新たに沈砂池、こういう沈砂池を1つだけではなくして、段階的に1段、2段、3段ぐらいという感じで作ってやれば、ろ過ろ過していけば、この赤水もどうにか防止できるのかなと。最小限に止められるのではないかと。これ諸志という部落は結果的に仲尾次、与那嶺方面から、それと猪平原あっちこっちから流れて、流域が本当にすごいんですよ。だからそういうところの場所をぜひ再度検討をされて、いろいろな方法がとれる。先ほどの砂防ダムのものは、私は経費節約にもなると思いますので、事業費節約にも。だからそういうあたりのものも考えながら、再度こういう申し出、県とか総合事務局とか、そういうところにやっていく必要もあるんじゃないかと。目的が違うんだからできないということではなくて、再度こういう利用をできるように、努力していただきたいと思います。これもぜひ、先ほども述べたんですけど、できるのか、できないのかですね。その

あたり、それと先ほどの沈砂池の件も仲尾次とか与那嶺にもそういうあたりの沈砂池、諸志はもちろんです。猪平原の場所もぜひそういう対策がとれないのかどうか。これは担当としては北部福祉保健所ということではあるんですけども、ただど村としてもやはり農業と観光ということであっている以上、このまた観光、海をきれいにしないとどうしようもない。この前うちの部落は景観条例というのを説明会を今帰仁村で一番にうちの部落でやったんですけども、いろいろとそういう景観条例をつくるためにも、やはりこの赤水対策も大変必要ではないかということで、字民からも多くの意見がございました。そういうことで今帰仁村の海をきれいにするためには、この赤水対策、これは全県もそうなんです、やはりそういう地域でできること。主張できることはやっていくべきではないかと思っておりますので、これに対して答弁を求めたいと思います。

○ 議長 久田浩也君 村長。

○ 村長 與那嶺幸人君 御質問にお答えいたします。

ワルミ架橋でのバンジージャンプの件でございますが、これにつきましては、今帰仁村の観光振興だけではなくて、沖縄県の観光振興にもつながるとこのように思っております。そういう中で20日ほど前に観光協会の会長、事務局長、経済課長、担当そして私、5人でいろいろお話をいたしました。そういう中で、ワルミ大橋は今帰仁村と名護市につづる架橋でありますので、両方の観光協会を連携してやっていきたいということでありましたので、これはすばらしいことだと、ぜひ連携をして、名護市と今帰仁村が協力することによって、より現実性が帯びるのかということを申し上げました。その中で、このワルミ架橋でのバンジージャンプにつきましては、これは相当高いハードルがあると思っております。そういう意味では、村としても県に対してこのバンジージャンプについて、積極的に要請をしていきたいと考えております。先ほど経済課長からもありましたが、10月には先進地視察の調査もあるということでもありますので、具体的な提案書を持って、県にも要請ができるものと大きな期待をしております。そういう意味で、両観光協会を中心にして、名護市と今帰仁村が連携すれば、近いうち実現できるかなと思っておりますので、これからも頑張っていきたいとこのように考えております。

茸工場についての件でございますが、これは早目に契約すべきだと。そして時期をもっと明確にすべきだという御指摘でございます。10月いっぱいには契約を済ませて、早目に稼働させたいという考えであります。

○ 議長 久田浩也君 総務課長。

○ 総務課長 島袋隆則君 ただいま御指摘のありました赤土の対策の具体的な方法について、砂防ダムが一番望ましいのではないかとございまして、砂防ダムはできないということでありました。

しかし、できないのではなくて、再度要請してもらいたいということでございまして、現地調査を行って浚渫が可能なのかどうか。また仮設道路も可能なのかどうかも含めまして、県の農林水産部、土木建築部等を設置した県の所管のところに、再度最良の方法はないものか、要請していきたいと思っております。以上でございます。

○ 議長 久田浩也君 休憩します。

(休憩時刻 午後2時27分)

○ 議長 久田浩也君 再開します。

(再開時刻 午後2時27分)

総務課長。

○ 総務課長 島袋隆則君 砂防ダムだけではなくて、沈砂池も含めていろんな手法が考えられるということでございますので、その辺も含めて県の上部機関と十分調整していきたいと思っております。

そして現地の裸地部分については、グランドカバーいろいろな方法があると思っておりますので、その辺も原因者に十分理解をいただいて、最善の方法でやっていくよう指導助言をしていきたいと思っております。以上でございます。

○ 議長 久田浩也君 暫時休憩します。 (休憩時刻 午後2時28分)

○ 議長 久田浩也君 再開します。 (再開時刻 午後2時35分)

次に、石川清友議員の発言を許します。2番 石川清友議員。

○ 2番 石川清友君 平成24年第3回今帰仁村議会定例会に当たり、さきに通告しました3項目について、一般質問をいたします。

1. 今帰仁村就学援助費について。①今帰仁村就学援助費支給件数と生徒数について。

②就学援助費支給要綱の援助費の受給資格について。

③今帰仁村就学援助費支給要綱見直しについて。

2. 津波災害への対策について。①去った9月9日に行われた防災訓練の津波10メートル想定時の村内被災者予想数は。

②被災予想地区での防災無線必要性のアンケート調査について。

3. 一括交付金について。去った6月定例会で補正予算約2億1,000万円余上がっております。一括交付金の今帰仁村への割り振りは3億3,000万円だったと思っておりますけれども、①その一括交付金の今帰仁村への割当残の進捗状況について。以上お伺いします。

答弁者が抜けておりますので、答弁者は村長と教育長にお願いします。

○ 議長 久田浩也君 休憩します。 (休憩時刻 午後2時38分)

○ 議長 久田浩也君 再開します。 (再開時刻 午後2時38分)

2番。

○ 2番 石川清友君 字句の訂正をお願いいたします。

就学援助費の1番目、今帰仁村就学援助費支給件数と生徒数となっておりますけれども、それを「児童生徒数」に訂正をいたします。

○ 議長 久田浩也君 教育長。

○ 教育長 謝花 弘君 ただいまの質問にお答えいたします。

まず質問要旨の①について。ただいまの御質問にお答えいたしますが、経済的な理由により、就学困難な児童生徒の保護者に対し、就学援助支給を実施していますが、平成23年度の支給者は、要保護で認定されたのは、小学生が4人、中学生は3人の計7人です。準要保護に認定されたのは、小学生は9人、中学生は10人で、計19人となっております。

質問要旨の②についてお答えいたします。援助費の受給資格に関しましては、今帰仁村就学援助費支給要綱の2条に基づき、各字の民生委員が就学困難と思われる世帯を推薦し、それに各学校長の意見を添え、

その中から非課税世帯に対し支給している状況でございます。

質問要旨③今帰仁村就学援助費支給要綱の見直しについては、現在のところ考えておりません。以上です。

○ 議長 久田浩也君 村長。

○ 村長 與那嶺幸人君 津波災害への対策についての御質問にお答えいたします。

本年度の沖縄県総合防災訓練は、北部地域を対象に9月9日に名護漁港及び名桜大学を主会場として、北部各市町村がそれぞれのシナリオで訓練を行いました。本村においては地震発生後に地域住民は高台に避難し、今泊地内の北山病院の患者及び職員からの救護依頼により高層階に取り残された16人を消防及び警察の誘導や今泊消防団の介助等により搬送し、総合運動公園にて陸上自衛隊のヘリコプターに引き継ぎ、名護湾上に停泊する護衛艦に着艦して、手当てを受けるシナリオで実施いたしました。訓練においては津波による被災者を想定しませんでした。現行の今帰仁村地域防災計画においての津波想定被災者は、昭和35年のチリ地震津波を想定し、今帰仁村内の被害想定はされていません。

しかし、東日本大震災を踏まえ、防災計画の検討に入りたいと思います。

2. 今帰仁村地域防災計画において、海拔10メートル以下を、津波警戒区域としています。諸災害時における情報伝達のシステム導入等、迅速な情報伝達体制の確保に努めるものとされています。防災行政無線等の導入については、地域住民の意向の確認（アンケート調査等）も行いたいと考えております。

次に、一括交付金について。沖縄振興特別推進交付金（一括交付金）の今帰仁村配分額は、補助金ベースで3億3,000万円、9月4日現在、19の事業（補助金ベースで2億9,887万9,000円）の内諾を受けております。残金の進捗状況については、現在、国・県へ申請中であり、これが内諾を受けることができれば、平成24年度の割当分はすべて内諾を受けることになります。

内訳としまして、ゴミ収集車購入事業を含め5つの事業を現在、国・県へ申請中であります。

○ 議長 久田浩也君 2番。

○ 2番 石川清友君 2項目から質問をしていきたいと思っております。

皆さんのお手元に資料としまして、去った8月12日か13日の新聞だったと思っておりますけれども、琉球新報で、県の就学援助の認定率の報道がございました。その中で我が今帰仁村は、3.03%ということで、沖縄県の中で一番低い認定率となっております。これは平成10年度、一昨年を見ましても2.71%で我が今帰仁村より低い他市町村はございません。そういう中で、私はこの就学援助というのは、経済的に非常に困難な家庭を助けていくという制度だと認識しておりました。そういう中でその数字が低いというのは、非常にいいことではないかと。我が今帰仁村の経済が豊かで、そういう援助を受けなくても済むということで、非常に喜ばしいことだということで考えておりました。しかしその反面、実はその就学認定率の低さというのは、逆にその認定される入り口が狭いのではないかとということも考えてみました。そういう中で、調査を進めていく中で、実は皆さんに我が今帰仁村の就学援助費支給要綱というのをコピーで配られていると思っておりますけれども、その第2条援助費の受給資格ということで、援助費は今帰仁村内に住所を有する児童及び生徒の保護者で、生活保護法（昭和25年法律第144号。以下「法」という。）で、第6条第2項に規定する保護者（以下、「要保護者」という。）及び要保護に準ずる程度に困窮している者（以下、「準要保

護者」という。)で、として今帰仁村教育委員会が認定したものに支給するという事になっておりましたので、これからしますと援助費の受給資格というのは2項目しかないということで、実は1時半まではそういうことで、担当者からもそういうことで説明を受けてまいりました。そういうことで実は皆さんに大宜味村の認定要綱もコピーで配付させております。そういう中で、大宜味村は要保護児童生徒の認定ということで、第3条、4条ということで、13項目に2条から対象者は、13項目もあったので、これは今帰仁村の場合は入り口が狭いのではないかとということで、実は調査してまいりました。しかし、実は先ほど1時半に2条の今帰仁村教育委員会が認定したものということで、大宜味村にも負けないぐらい、12項目の認定基準が該当する要旨が来ているんです。これ1時半ですね。これ皆さんには配られておりません。私しか持っておりません。そういうことで、今の我が今帰仁村の認定率3.03%、県全体平均が18.34%であります。そういう中で、村長にお伺いします。実はこの数字はなぜこうなったか。村長の見解をお聞きしたいと思います。

○ 議長 久田浩也君 休憩します。 (休憩時刻 午後2時50分)

○ 議長 久田浩也君 再開します。 (再開時刻 午後2時50分)

学校教育課長。

○ 学校教育課長 与那嶺敏秋君 パーセントが低いというのは、確かにこれで見れば歴然でございますけれども、市町村によっては世帯に、例えば小学生1人、2人、中学生1人、3人いる世帯とかありますけれども、今帰仁村の場合は世帯で1人しか認定は行っておりません。要、準要保護ですね。準要保護の認定、他市町村聞いてみますと、本部町も1人と、世帯で1人。あとは国頭村が世帯で4人、5人いても2人までと。

あと、恩納村、伊江村、大宜味村あたりは、世帯の人間全員認めているといった点の違いがあるかと思えます。以上です。

○ 議長 久田浩也君 2番。

○ 2番 石川清友君 先ほど課長のほうから我が今帰仁村の認定率が低い要因だろうということが、実は報告はありました。その中で、実は我が村は平成22年3月に、平成22年から平成26年までの5年間ということで、今帰仁村後期次世代育成支援行動計画という、こういう冊子がちゃんとしたのがつくられております。この中で、2ページのほうになりますけれども、平成20年2月には希望するすべての人が安心して子供を預けて働くことができる社会を目指して、保育施設を質及び量とともに充実かつ強化するために、待機児童ゼロ作戦がとりまとめられました。そういうのがありまして、恐らく今、そういうことが契機になって、待機児童ゼロを目指して頑張っていっちゃって、保育所の拡充もやられてきたのではないかと。そういうふうに察します。そういう中で、実はこの計画の中に、20ページになるんですけども、後期行動計画の基本的な視点と目標像というのを掲げております。これは基本理念としまして国の次世代育成支援対策推進法というのを基本理念としまして、その中で、次世代育成支援対策はほぼその他保護者が子育てについての第一義的責任を有するという基本姿勢のもとにということで、その過程、その他の場において育ての域について理解が深められ、かつ子育てに伴う喜びが実感されるように配慮して行わなければならない。その第4条に国及び地方公共団体の責務ということで、国及び地方公共団体は、前条の基本理

念にのっとり、相互に連携を深めながら、次世代育成支援対策を総合的かつ効果的に推進するよう努めなければならないというのをうたっております。その中で、基本的な視点ということで、視点その1. 子供の視点ということで、このような中で子育て支援サービスに最も影響を受けるのは、子供自身であることから、次代を担う子供の幸せを第一に考え、子供の利益が最大限に尊重されるように配慮し、子供の視点に立った取り組みを推進するものとします。という、そういう視点1. 子供の視点から見た基本理念がうたわれております。

視点その2に、次世代を育成する長期的な視点ということで、次代を担う子供の育成はまさに人づくりであり、その成果は短期的にあらわれるものばかりではないことから、長期的な視点に立った取り組みを推進するものとします。

視点その3. 地域社会によるすべての子供と家庭に対する支援の視点。これは子育てについて、当然保護者が第一義的責任を有するという基本的認識のもとに、国及び地方公共団体はもとより、企業や地域社会を含めた地域社会全体で協力した取り組みを推進する。

視点その4. 地域特性の重視と地域社会資源の効果的な活用の視点ということで、都市部と農山漁村の人口構造や産業構造、さらには社会的資源の状況など、地域の特性はさまざまであり、それらに伴い利用者のニーズ及び必要とされる支援策も異なることから、本村の地域特性を踏まえた主体的な取り組みを推進するものとします。ということで、計画の目標像として、「豊かな自然と地域に包まれて子供が、親が輝く今帰仁村」ということで、うたっております。

その次に、基本目標その1. から基本目標の5まで実はうたわれております。

基本目標その5. 要保護児童への対応など、きめ細かな取り組みの推進ということで、母子家庭等への自立支援ということで、家庭や子供に対して充実した支援体制を整備するとともに、こうした状況に置かれた家庭や子供への理解や関心を啓発し、安心して生活できる地域環境づくりを推進しますということで、村としても次世代の支援行動計画、平成22年度ちゃんとしてつくられております。そういう中で、実はこの就学援助の件で調査しましたら、実は担当者のところでも実はあるがままのその状況がまだ把握されていないと。そういう中では、やはりこういう数字が出てくるのではないかと思います。そういうことがあっては、実は人間は生まれる場所を自分で選ぶことができません。生まれた場所によって、差別されてはならないと思います。今の状態だと子供の立場側から見ますと、我が今帰仁村はそういう推進の仕方によって、子供たちが差別されているというふうに言えるのではないかと思います。こういうことがあってはならないと思います。

ぜひ先ほどもらいました教育委員会の認定要綱といたしますか、実は12項目、先ほども言いました。これをちゃんとした我が今帰仁村の就学援助支給要綱の中に、第2条の中にぜひ入れてもらいたいと、それができないかどうか。質問します。

○ 議長 久田浩也君 教育長。

○ 教育長 謝花 弘君 大変、恥ずかしい思いをしていますが、指摘されて事の重大さと、その持つ意味を今確認しております。ぜひ今の提言を積極的に受けて、そういう方向で修正し、議員の出されたこの理念を実現したいと思っております。ありがとうございました。

○ 議長 久田浩也君 2番。

○ 2番 石川清友君 先ほど、教育長のほうからぜひ検討していきたいという答弁をもらいましたので、実は3番目の今帰仁村就学援助費支給要綱の見直しについてということ、実は要望するつもりでしたけれども、これはできたものと確認して、また次に進みたいと思います。

2番目、去った9月9日に行われた防災訓練の津波10メートルを想定した避難訓練があったわけですが、これは最近よく報道などにも出てきます。南海トラフの大地震が出れば、大変なことになるのではないかと。実は去年でしたか。東日本大震災の後に、町村議会議長会の主催で、琉大の仲座教授の講演会がありました。その中で、我々沖縄に住んでいる人間は、きょう1日地震がなくて無事に済んだなら、奇跡と思いなさいと。それぐらい言われました。と言いますのは、実は八重山沖で起きました明和の大震災のときのマグニチュードは東日本大震災の上をいくのではないかと。津波の高さは恐らく30メートルぐらいだったのではないかとという話もございました。

実は、我々はその地震にはあまり今まで影響されないで、沖縄は地震がないんだというような間違った感覚の中にいるのではないかと指摘が、その講演会の中にありました。そういうことで、いつその大きな地震があるかわからないと。それを想定した中で、ぜひその防災無線だけは、早目に設置できないのかなと。と言いますのは、東日本大震災のときも、その防災無線を放送しながら、実は津波にのまれて亡くなった方もいましたけれども、その方の呼びかけで実は命が助かったんだという方もいっぱいいらっしゃいました。そういうことで、その震災というのは、時間を選びません。夜中に来るのか、いつ来るかわかりません。そういうことでは、恐らく今の今泊であれば、10メートルの津波であれば、字ほぼ被災するのではないかと思います。それが我々が起きている昼間であればいいんですけれども、寝静まった夜、夜中であれば、だれ一人として逃げるができないのではないかと思います。そういうことからしますと、ぜひ早目に今回の津波10メートル想定時の被災予想地域の皆さんにアンケート調査をとっていただいて、その住んでいる皆さんがどういう考えなのかを早目に把握して、そういうのがわかれば、国や県に対しても、地域の住民は実はこうなんだと。早目にやってもらいたいと。であれば、村としても国、県にもまた要請もしやすいだろうし、実現もそんなに時間かからないのではないかと、そういう思いから、ぜひその村民にアンケート調査をとっていただいて、その予算の執行は当然当局はあるんですけれども、その優先度もまた当局にもあるかもしれませんけれども、また住民にも使う優先度はあってしかるべきではないかと。そう思いますので、ぜひその被災予想地域の皆さんのアンケート調査をとっていただいて、その結果に基づいて当局はぜひ動いていただきたいと。そういうふうに思います。その件に対しまして、村長どうお考えか。お伺いします。

○ 議長 久田浩也君 村長。

○ 村長 與那嶺幸人君 ただいまの御質問にお答えをしたいと思います。

明和の津波についても今、ございましたけれども、昨年の3月11日の東日本の大震災。大変な状況でありました。これまでちょっと安心しているところもあったと思いますけれども、全国民目が覚めたのかなと、このように思っております。そういう中で村としても、防災無線についての必要性は、本当に十分に認識をして、北部連携促進事業、そして一括交付金の活用についてできないのかどうかというのを、今

担当課で調整をさせているところでもあります。ただいまの御質問にあります住民のアンケート調査の件でございますが、この件につきましては、アンケート調査をする方向で調整をしていきたいと、このように考えております。

○ 議長 久田浩也君 2番。

○ 2番 石川清友君 ただいまの村長の答弁によりまして、その被災予想地域の皆さんのアンケート調査を早目に実施していくということでもありますので、実は次の一括交付金についても、実はそれと関連がありまして、そのアンケート調査の結果によって、ぜひ村長も先ほどおっしゃっていたんですけれども、一括交付金で何とか整備できないかということでありました。ぜひこの件については、先ほども申し上げましたけれども、アンケート調査の結果によって、それで一括交付金、恐らく別にも優先度いろいろあるかと思えますけれども、まずはそれを最優先にして、地域住民の要望としてぜひ、防災無線を早目に設置できるよう要望いたしまして、私の質問を終わります。

○ 議長 久田浩也君 お諮りします。本日の会議はこれで延会したいと思います。御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○ 議長 久田浩也君 「異議なし」と認めます。

したがって本日はこれで延会することに決定いたしました。

本日はこれで延会いたします。

(延会時刻 午後3時05分)